

第4次 千代田区男女平等推進行動計画

平成24年3月

千代田区

第4次千代田区男女平等推進行動計画の策定にあたって

幸福な未来を切り開くことができる社会をめざすためには、女性と男性とがそれぞれに自分らしい生き方、働き方を選んで社会の担い手となり、協働して男女共同参画を進める必要があります。

千代田区は、平成19年3月に「第3次千代田区男女平等推進行動計画」を策定し、男女共同参画施策を計画的に推進してきました。

計画策定から5年が経過した今日、育児・介護休業制度の改正など男女平等を保障する仕組みづくりは進んできています。しかし、少子高齢化の進展と世帯構成の変化、非正規雇用の増加、東日本大震災をきっかけとした暮らし方・働き方の見直しなど私たちの社会を取り巻く状況は大きく変化しています。

今回策定した「第4次千代田区男女平等推進行動計画」では、現行の行動計画を引き継ぎながら、新たな基本理念のもと5つの目標を掲げて男女共同参画社会の実現をめざします。配偶者暴力の防止・早期発見・被害者支援を重要な課題と捉え、配偶者等からの暴力を根絶し男女の平等と人権が尊重される社会の実現に向け一層取り組みを強化するため、「千代田区配偶者暴力対策基本計画」をあわせて策定しました。

男女共同参画社会の実現は、決して区だけでは成し遂げられません。千代田区に住み、働き、学び、活動するすべての区民や事業者・団体と区とが共に連携、協働して取り組むことが重要であり、皆様のご理解とご協力をいただきながら本計画を推進してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたっては、千代田区男女平等推進区民会議から貴重なご意見・ご提言をいただきました。委員の方々には心よりお礼を申し上げます。

平成24年3月



千代田区長 石川 雅己

目 次

第1章 計画の枠組み	1
1 計画の背景	3
2 計画の目的	6
3 計画の期間	6
4 計画の位置づけ	6
第2章 基本理念・基本的な考え方・全体像	7
1 計画の基本理念	9
2 基本的な考え方	9
3 計画の全体像（体系）	11
第3章 計画の内容	13
目標1 人生の選択肢を広げるとともに、男女平等意識の定着を図る	15
目標2 すべての暴力をなくし、安全・安心な社会を実現する	22
目標3 あらゆる分野において男女共同参画をすすめる	28
目標4 人々の暮らしや働き方の変化に対応した、支援の充実を図る	33
目標5 推進体制の充実を図る	43
資料編	49
1 千代田区男女平等推進区民会議委員名簿	51
2 千代田区男女平等推進区民会議開催経過	52
3 男女共同参画社会基本法	53
4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	57
5 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律	65
6 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	69
7 国内外の主な動き	76
8 用語集	79

第1章 計画の枠組み

1 計画の背景

◆世界の中の日本の状況

昭和 50（1975）年の国際婦人年とそれに続く国連婦人の 10 年をきっかけとして、世界各国で男女平等に向けた取り組みが進んでいます。世界の中の日本の状況を知る上では、2つの指数が手掛かりとなります。

世界経済フォーラムが平成 23（2011）年に発表した、男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、経済分野（労働人口、賃金、管理職、専門職などの男女比）、教育分野（識字率と初等教育、中等教育および高等教育の就学率の男女比）、政治分野（国会議員、閣僚などの人数の男女比）、保健分野（平均寿命と出生時の男女比）のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。日本は0.651で、135カ国中98位となっています。教育分野及び保健分野の数値が高い一方、政治分野及び経済分野における男女格差が大きいことから、結果として日本の順位は低くなっています。

また、国連開発計画の「2011年版人間開発報告書」によれば、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするジェンダー不平等指数（GII）は、保健分野（妊産婦死亡率と若年妊娠出産率）、エンパワーメント（議員の男女比と初等・中等教育の男女比）、労働市場（女性の労働市場参加率）から構成され、順位が高いほど人間開発が阻害される要因が少ないとされています。日本は146カ国中14位で、保健、政治・教育、労働市場の3つの側面のうち、保健分野等が優れているため、順位が高いと考えられます。

この2つの指数をみると、日本における男女平等の実現に向けた課題は、政治分野及び経済分野における男女格差の解消にあると考えられます。

国連の女性差別撤廃委員会は、女性差別撤廃条約の批准国である日本に対し、民法における差別的規定、労働市場における女性の状況と女性が直面する賃金差別、政治的・公的活動への平等な参画等、早急な改善措置を勧告しています。

◆社会の動き

日本の高齢化率は年々上昇しつつあり、平成 22 年の国勢調査では 23.0%と4人に1人近くが高齢者という状況です。平均寿命の伸びや世帯構成の変化により、高齢夫婦のみ世帯における老々介護の支援、一人暮らし高齢者の自立や孤独死の防止などが課題となっています。女性の社会参画が進み、共働きの家庭も増えてきたことから、仕事と家事・育児・介護の両立支援、家族介護の負担の軽減も課題です。特に、男性の家事・育児・介護への参画を進めることや、仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることを支援することが必要です。

また、企業間競争の激化や景気の低迷、産業構造の変化などにより、長時間労働や非正規雇用の増大が問題となっています。働き過ぎによる心身の不調や過労死の

防止、雇用者の経済的自立や家計の維持という意味でも、働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスを推進する必要があります。

さらに、配偶者や恋人など親密な関係にある相手からの身体的・精神的・経済的・性的暴力（ドメスティック・バイオレンス＝以下、DV）が問題となっています。社会の変化やDVという言葉の浸透にともない、これまでは見えにくかった問題が表面化したことで、社会全体でDVの防止と被害者支援に取り組むことが求められています。

加えて、平成 23（2011）年3月に発生した東日本大震災とそれに続く福島原発事故は、人々の暮らしや働き方、地域との関わり、防災などに対する意識を見直す契機となりました。震災からの復旧・復興にあたり、女性・男性それぞれのニーズに配慮した、男女共同参画の視点に立ったまちづくりを進める必要性が高まっています。

◆国の動き

国は、「男女雇用機会均等法」（昭和 60 年／1985 年成立）、「男女共同参画社会基本法」（平成 11 年／1999 年成立）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成 13 年／2001 年成立）など、男女の平等に向けた法整備を進めてきました。

国の「第 3 次男女共同参画基本計画」（平成 22 年／2010 年策定）では、「男女共同参画社会基本法」施行から 10 年の反省をふまえて、意識啓発からより具体的で実効性ある計画への転換をはかろうとしています。女性の活躍による社会の活性化、男性や子どもにとっての男女共同参画、困難な状況に置かれている人々への対応、女性に対するあらゆる暴力の根絶、地域における身近な男女共同参画の推進などが改めて強調されています。また、男女共同参画と少子化対策を推進することで社会の活力を取り戻そうとする「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の動きも活発になってきました。

厚生労働省は、平成 18（2006）年に交通機関を利用する妊産婦へ周囲が配慮を示しやすくする目的で「マタニティマーク」を制定し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進しています。また、平成 22（2010）年には社会全体で男性が育児に関わるムーブメントを起こすことを目的とした「イクメンプロジェクト」を発足しています。

◆東京都の動き

東京都は、「男女平等参画のための東京都行動計画」（「チャンス&サポート東京プラン 2007」）を策定し、①雇用の分野における参画の促進、②仕事と家庭・地域生活の調和の推進、③配偶者等からの暴力の防止の3点を重点課題として取り組んできました。平成 23（2011）年度が計画の終了年度となることから、現在、東京都男女平等参画審議会の答申を受け、計画改定に向けた作業が進められています。

改定にあたっての基本的考え方としては、①東日本大震災の影響等を踏まえた対応策の必要性、②働く場における男女平等参画の促進、③仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、④特別な配慮を必要とする男女への支援となっています。

また、「東京都配偶者暴力対策基本計画」は、「男女平等参画のための東京都行動計画」と同時に計画改定に向けた作業が進められています。改定にあたっての基本的考え方としては、①暴力防止教育と啓発の推進、②身近な地域での相談窓口の充実、③子どものケア体制の充実、④民間団体との連携・協力の促進となっています。

◆千代田区の動き

千代田区では、平成9（1997）年3月に「男女平等推進行動計画」を策定して以来、千代田区男女平等推進区民会議に諮りながら、第2次計画（平成14年度／2002年度～平成18年度／2006年度）、第3次計画（平成19年度／2007年度～平成23年度／2011年度）と改定を重ねてきました。

「第3次千代田区男女平等推進行動計画」では、①多様性を尊重した社会の実現、②仕事と生活とが調和した社会の実現、③DV等を根絶した安全・安心な社会の実現という3つの視点のもと、「性別や世代を超えて多様な個性が尊重され、だれもが等しく参画できる共生社会の実現」を基本理念として男女共同参画を推進してきました。

これまでの成果としては、千代田区男女共同参画センターMIW（以下、MIW）が企業や大学とも連携しながら意識啓発のための講座、相談、区内で活動する団体の交流・活動支援に取り組み、区内に男女共同参画の活動の輪を広げてきたこと、DVという言葉の理解が進んだこと、子育てをしながら働きやすい職場づくりに向けた事業所への働きかけができたことなどがあげられます。

その一方で、平成23（2011）年4月1日現在における区の審議会等の女性委員の割合は28.4%（数値目標では一方の性が40%を下回らないようする）、区役所内の女性管理職の比率は14.1%（数値目標では20%以上にする）にとどまるなど、「第3次千代田区男女平等推進行動計画」が掲げている平成23（2011）年度末の目標達成に向けて課題が残る施策もあります。

さらに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正により、配偶者暴力対策基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が区市町村の努力義務となったことから、DV対策の充実を図る必要があります。

2 計画の目的

この計画は、男女ともに個性を尊重されて多様な生き方ができ、また、あらゆる分野に平等に参画できる社会の実現を目指して、千代田区における男女平等推進施策を総合的かつ効果的に推進することを目的としています。

近年の社会情勢の変化にともなう暮らし方・働き方・地域の変化などに対応した計画として策定します。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成 24（2012）年度から平成 28（2016）年度までの5年間とします。

4 計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づき、国の「第3次男女共同参画基本計画」ならびに東京都の「男女平等参画のための東京都行動計画」と整合性を保ちつつ、都心に位置する千代田区の特性を考慮し、策定するものです。

この計画は、「千代田区第3次長期総合計画」を上位計画とする部門別の計画として位置づけられます。

この計画の目標2の（1）および（2）は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく基本計画（「千代田区配偶者暴力対策基本計画」）として位置づけ、男女平等推進行動計画と一体的に推進します。

本計画では、「配偶者暴力」「デートDV」「DV」を次のように定義します。

- 「配偶者暴力」＝配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動。配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の定義どおり）
- 「デートDV」＝恋人など親密な関係にある相手からの暴力
- 「DV」＝配偶者や恋人など親密な関係にある相手からの身体的・精神的・経済的・性的暴力

第2章 基本理念・基本的な考え方・全体像

1 計画の基本理念

千代田区に住み、働き、学び、活動する人々、企業、団体等と協働しながら男女共同参画を推進するために、本計画の基本理念を次のとおりとします。

性別による不平等がなく、
だれもが自分で生き方を選ぶことができ、
その選択が認められて参画できる社会の実現

2 基本的な考え方

本計画の基本的な考え方は、次のとおりとします。

人生の選択肢を広げ、より多様な生き方ができる社会をめざす

私達の意識には、長い時間をかけて社会的・文化的につくられてきた、「男だから」「女だから」という固定的な性別役割が根強く残っています。さらに、性同一性障害があるなどの理由で自らの性別に違和感を持つ人々もいます。

千代田区は、固定的な性別役割という前提を見直すことで、区民が多くの選択肢の中から自分に合った生き方を選ぶことを支援します。そして、誰もが自分らしい生き方・働き方を選び、社会の担い手として協働することで、幸福な未来を切り開くことができる社会をめざします。

人々の生活や働き方の変化に即した、具体的で実効性のある支援をする

国際婦人年を契機に男女共同参画の取り組みが始まった昭和 50（1975）年当初からの経緯をみると、平成 3（1991）年のバブルの崩壊とそれに続く景気の低迷、産業構造・就業構造の変化などを経て、人々の暮らしや働き方は大きく変わりました。

千代田区は、人々の生活や働き方の変化に即した具体的で実効性のある支援を行うことで、男女共同参画社会の実現をめざします。

DV・虐待等の根絶をめざすとともに、被害者の支援をすすめる

相談窓口の充実や、被害者の保護に関する法律が整備されたことにより、今まで家庭内のこととして見えにくかったDVによる被害が顕在化してきています。精神的な暴力、女性から男性への暴力、恋人など親密な関係にある相手からの暴力など、DVにも様々な要因が影響し対応困難な事例も増加するなど、支援の領域も拡大する傾向にあります。

千代田区は、DVや児童・高齢者・障害者に対する虐待等の根絶をめざすとともに、これまで以上に関係機関・専門家・民間支援団体等と緊密に連携しながら、被害者の支援をすすめます。

3 計画の全体像（体系）

【基本理念】

性別による不平等がなく、だれもが自分で生き方を選ぶことができ、その選択が認められて参画できる社会の実現

【基本的な考え方】

人生の選択肢を広げ、より多様な生き方ができる社会をめざす

人々の生活や働き方の変化に即した、具体的で実効性のある支援をする

DV・虐待等の根絶をめざすとともに、被害者の支援をすすめる

【目標】

1 人生の選択肢を広げるとともに、男女平等意識の定着を図る

2 すべての暴力をなくし、安全・安心な社会を実現する

3 あらゆる分野において男女共同参画をすすめる

4 人々の暮らしや働き方の変化に対応した、支援の充実を図る

5 推進体制の充実を図る

【施策の方向】

- (1)人権尊重・男女平等に対する意識啓発
- (2)学校における人権・男女平等教育の推進
- (3)生涯にわたる健康支援

千代田区配偶者暴力対策基本計画

- (1)配偶者暴力の防止・早期発見・被害者支援
- (2)デートDVの防止
- (3)児童・高齢者・障害者に対する虐待の防止・早期発見・被害者支援
- (4)いやがらせ行為・性暴力等の防止

- (1)意思決定過程への女性の参画の推進
- (2)NPO やボランティア等、地域における市民活動の支援
- (3)男女共同参画の視点を入れた防災・まちづくり

- (1)男性の家事・育児・介護への参画の支援
- (2)子育てをしている人の社会参画の支援
- (3)介護・介助を必要とする家族がいる人の社会参画の支援
- (4)働きやすい職場づくりに向けた情報提供・啓発の充実
- (5)働きたい・働き続けたい女性に対する支援の充実

- (1)男女共同参画センターMIW の充実
- (2)区役所内推進体制の充実
- (3)区民との協働による推進体制の充実

平成 28 年度末
数値目標

男女共同参画関連の講座・講演会の募集人数に対する受講率
69.6% (平成 22 年度) → 90.0%

区民世論調査で DV をされた、または、したと回答した人で、だれかに相談をした人の割合
女性 47.6% (平成 22 年) → 70.0%
男性 19.2% (平成 22 年) → 40.0%

審議会等における女性委員の割合
28.4% (平成 23 年 4 月 1 日現在) → 40.0%

「中小企業従業員仕事と育児支援助成」の新規利用企業数 (平成 14 年度の制度開始からの累計)
54 社 (平成 22 年度末) → 200 社

区役所内の管理・監督者 (係長級以上) に占める女性の割合
17.7% (平成 23 年 4 月 1 日現在) → 40.0%

第3章 計画の内容

図表のみかた

図表中の $N(n)$ は、回答者数を表しています。全体の場合は N (Number of cases)、それ以外の場合は n と表記し、 $N(n)$ を基数として比率を算出しています。

目標1

人生の選択肢を広げるとともに、男女平等意識の定着を図る

1 現状と課題

◆性別による不平等の解消

内閣府の世論調査は、昭和 54（1979）年以降、男女の地位の平等感の変化を測る指標として、時代の変化に合わせて少しずつ質問を変えながら、継続的に行われてきました。同じ質問項目で調査を実施している平成 4（1992）年から平成 21（2009）年までの経年変化を見ると、おおむねどの分野でも「平等」と感じる人が少しずつ増えてはいるものの、「男性の方が優遇されている」と感じている人が多いのが現状です。平成 21（2009）年の調査結果では、「平等」と感じる人の割合は、学校教育の場が7割近くと最も多く、家庭生活や法律や制度では4割、職場や政治、社会通念・慣習・しきたりでは2割となっています。

千代田区が平成 22（2010）年に実施した第 37 回千代田区民世論調査では、「男女の性別によって不平等があると思うこと」について尋ねていますが、性別による不平等が「まったくない」と思う人は女性で2割強、男性で3割弱となっています。「不平等がある」と思う人が最も多いのは「社会通念・慣習・しきたり」で、男女ともに5割以上となっています。また、男女でギャップが見られる項目は「家庭生活」です。

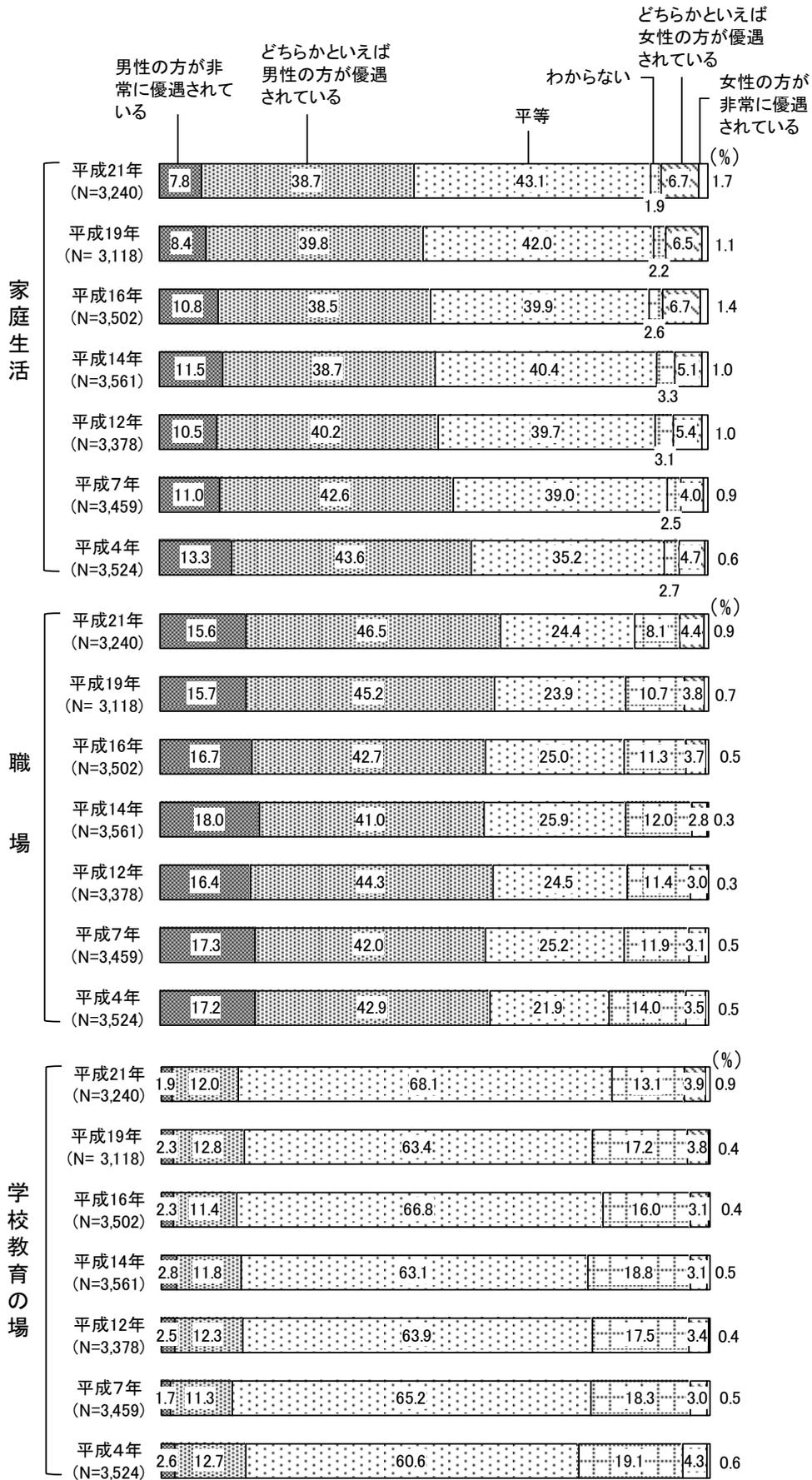
このことから、千代田区では特に社会通念・慣習、しきたり、家庭生活において性別による不平等感を解消することが課題と言えます。性別による不平等のない社会をつくるために、引き続き、時間をかけて地道に意識啓発に取り組むことが重要です。

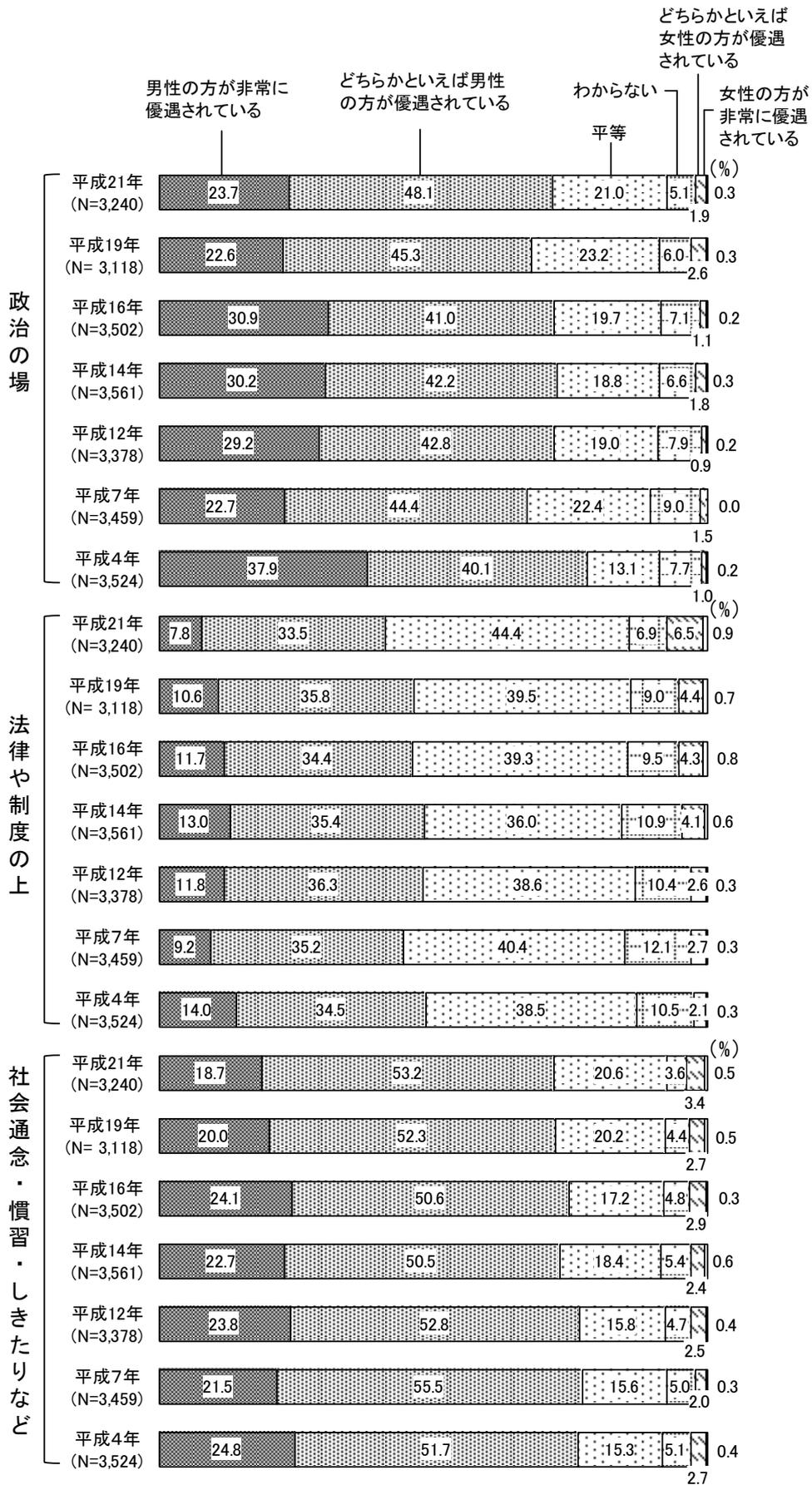
◆固定的性別役割にとらわれない生き方・働き方の選択が認められる社会風土の形成

第 37 回千代田区民世論調査では、「男女共同参画社会の実現のために必要なこと」を尋ねています。その結果、上位には「女性自身がかつと社会活動に関心を持つ」、「女性自身がかつと能力を高める努力をする」、「女性の参画を応援するよう男性の意識を変える」などが挙がっています。

女性が積極的に社会に参画し、男性も女性の社会参画を支えていくために、女性と男性がともに固定的性別役割という前提にとらわれることなく、より多くの選択肢の中から自分らしい生き方・働き方を選ぶことができ、その選択が認められる社会風土を形成する必要があります。そのためには、子どもの頃から、一人ひとりの人権を尊重し、個性や能力、価値観を互いに認め合う意識を育むことが課題と言えます。

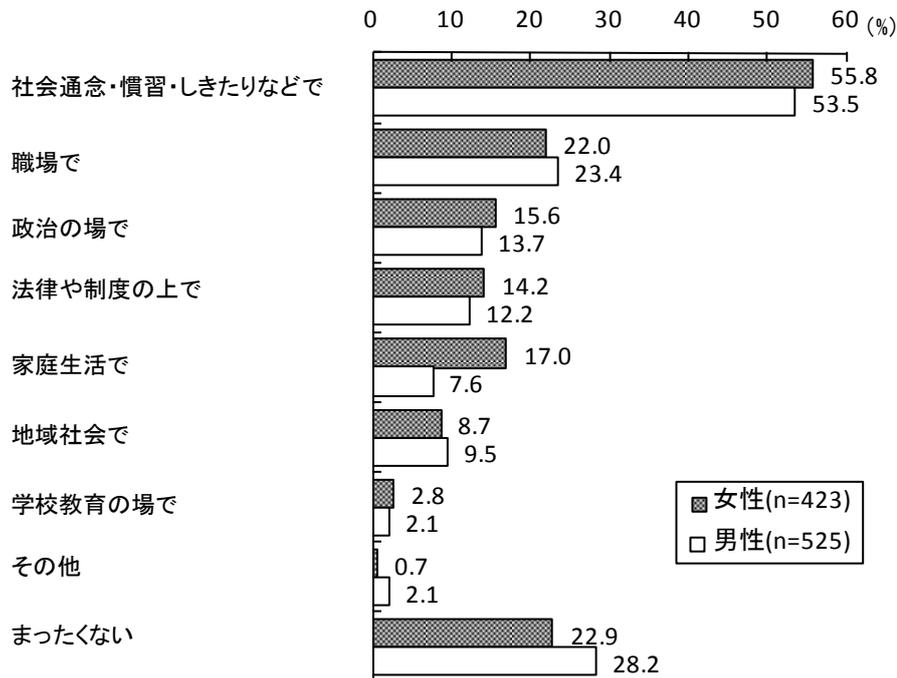
図表1 各分野の男女の地位の平等感（国 平成4年～21年調査）





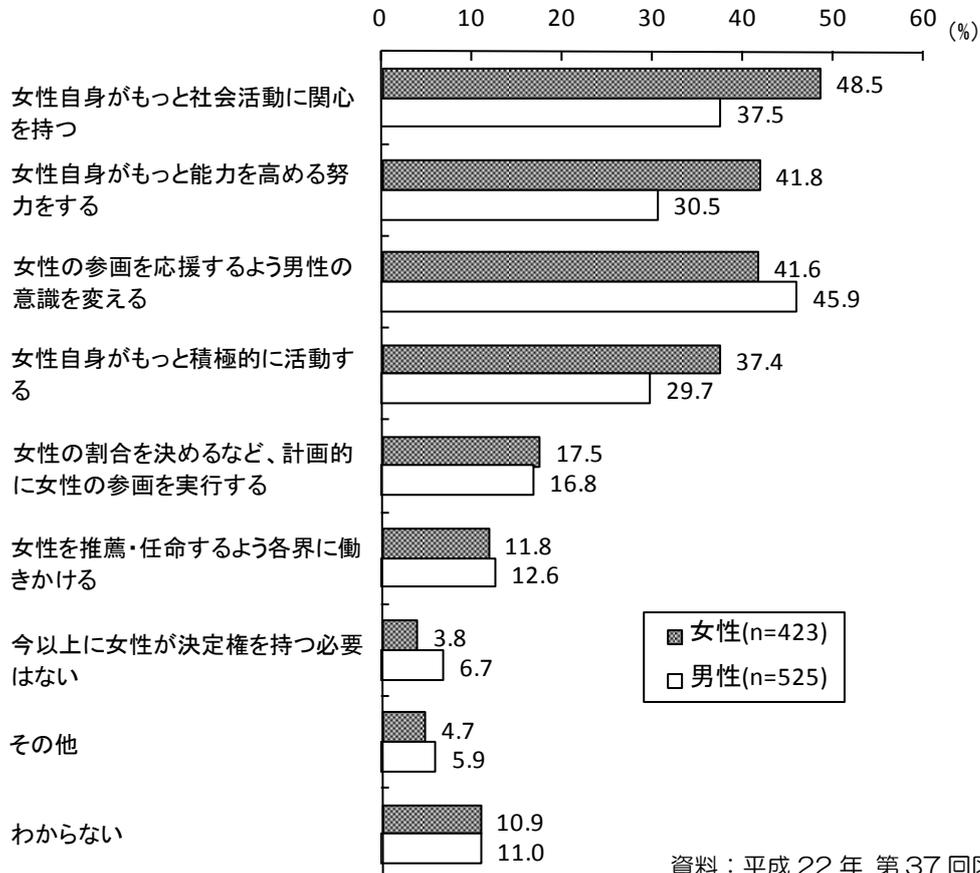
資料：男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）

図表2 「男女の性別によって不平等がある」と思うこと（千代田区 男女別）



資料：平成 22 年 第 37 回区民世論調査

図表3 男女共同参画社会の実現のために必要なこと（千代田区 男女別）



資料：平成 22 年 第 37 回区民世論調査

2 施策の方向と事業

(1) 人権尊重・男女平等に対する意識啓発

男女共同参画を進める上で大切なことは、一人ひとりが自分を大切にし、互いの個性や能力、価値観を認め合うことです。

「人権尊重」の考え方を男女共同参画の基本とし、自尊感情を育むことを支援するとともに、性別、年齢、国籍等の属性にとらわれず、多様なライフスタイルや価値観を認め合うために、意識啓発に取り組みます。

施策・事業	主な事業	担当課
①情報誌の発行	男女共同参画に関する情報誌を発行します。 <ul style="list-style-type: none"> MIW 情報誌「MIW 通信」、「ライブラリニュースみゆう」等の発行 	国際平和・男女平等人権課
②講座・講演会の実施	男女共同参画に関する理解を深める講座を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する講座・講演会等の実施（人権・男女平等、健康、配偶者暴力、デートDV、男性の家事・育児・介護、ワーク・ライフ・バランス、職場の格差解消など） 区内高校、大学等と連携した講座・事業の展開 メディア・リテラシー向上のための講座実施 女性のエンパワーメント事業の実施 	国際平和・男女平等人権課
③人権・男女平等の視点に立った表現の配慮	区が発行する広報紙やパンフレット等において、男女の固定的イメージを助長するような表現や性・暴力表現が行われないように配慮します。 <ul style="list-style-type: none"> 男女の固定的イメージを助長しない表現への配慮 性・暴力表現をなくすための意識啓発 	広報広聴課 国際平和・男女平等人権課 全庁
④人権・男女平等の視点に立った家庭教育の支援	子どもの保護者を対象に、人権・男女平等の視点に立った講座や講習会を実施したり、情報を提供します。 <ul style="list-style-type: none"> 子どもの保護者を対象とした相談・情報提供の実施 	指導課

(2) 学校における人権・男女平等教育の推進

子どもたちが固定的な性別役割にとらわれない価値観を身につけ、多様な選択肢の中から将来の生き方を選ぶことを支援するため、学校における人権・男女平等教育を進めます。

学校における諸活動においても、一人ひとりの個性・適性を尊重して役割分担を決めるなど、子どもにとっての男女共同参画を進めます。

施策・事業	主な事業	担当課
①性別にとらわれない進路指導・活動指導の充実	進路指導や学校内でのさまざまな活動支援を通して、子どもたちが性別にとらわれず多様な生き方を選択できるよう支援します。 <ul style="list-style-type: none"> 個性・適性を尊重した進路指導・活動指導の充実 	指導課
②学習、実習の充実	子どもたちが男女平等や男女共同参画に対する理解を深め、将来の生活に活かすことができるよう、学校での学習、実習の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> 家事・育児・介護に関する学習や実習の充実 男女平等の視点に立った教材・資料等の点検と活用 子どもの自尊感情や人権感覚を育む教育の実践 	指導課
③教職員研修の充実	男女平等や男女共同参画に対する教職員の理解を深め、子どもたちの教育に活かすことができるよう、研修の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> 教職員に対する男女平等・人権尊重教育の研修の充実 性教育に関する教職員研修の充実 	指導課
④保護者支援の充実	保護者自身が男女平等や男女共同参画についての理解を深め、家庭教育に活かすことができるよう、情報を提供します。 <ul style="list-style-type: none"> 保護者会における情報提供 保護者参加による情報モラル教育等の実施 	指導課

(3) 生涯にわたる健康支援

心身ともに健康な生活を送ることは、すべての人に保障されている権利であり、女性と男性がともに社会に参画していくための前提条件でもあります。区民一人ひとりが健康な生活を営めるよう、生涯にわたる健康支援を進めます。

施策・事業	主な事業	担当課
①各種健（検）診の実施	年代や性差に応じた健康づくりを推進するため、各種健（検）診を実施します。 ・各種健（検）診の実施	健康推進課
②健康管理・健康相談の充実	母子保健医療体制を整備します。また、心の健康に関する相談を推進します。さらに、中年期の方を対象に、正しい運動方法を身に付け、生活習慣を見直すためなど、効果的な健康増進を実施します。 ・妊娠・出産に関わる健康管理の充実 ・心の健康に関する相談の充実 ・ミドルエイジ健康教室の推進	健康推進課
③健康情報の提供	性や生殖などに関する正しい知識やエイズ・性感染症等の健康情報を提供します。 ・性や生殖に関する知識および情報の普及・啓発 ・講座・情報誌等を通じた女性の性や生殖に関する自己決定権（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する意識啓発 ・エイズや性感染症に関する正しい知識の普及・啓発	国際平和・男女平等人権課 健康推進課

【平成 28 年度末における数値目標】

数値目標	根拠	現状 (平成 22 年度)	目標
男女共同参画関連の講座・講演会の募集人数に対する受講率	業務統計	69.6%	90.0%

目標2

すべての暴力をなくし、安全・安心な社会を実現する

1 現状と課題

◆暴力を許さない社会づくり

現代社会には、言葉による暴力、いじめ、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、児童・高齢者・障害者に対する虐待など、さまざまな形態の暴力があり、女性も男性も、子どもも大人も、誰もが被害者になる恐れがあります。あらゆる暴力的行為は、その人がその人らしく生きる権利を侵害するものです。一人ひとりの個性や能力、価値観を認め合う男女共同参画社会をめざす上で、あらゆる暴力の根絶は重要な課題と言えます。

子どもの頃から暴力防止教育を行い、暴力によって個人の発言や能力発揮を妨げ尊厳を傷つけることを許さない社会づくりに取り組むことが必要です。

◆DV相談の充実と切れ目のない支援の必要性

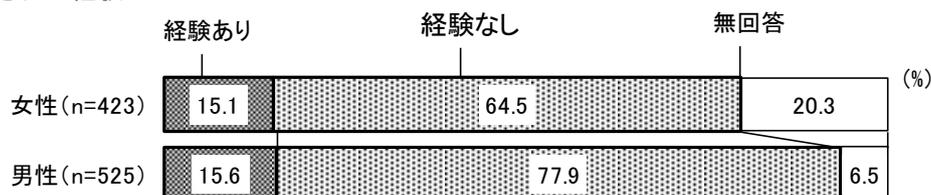
DVは、時として生死にかかわることもあり、子どもへの影響も少なくありません。第37回千代田区民世論調査によれば、DVを受けた経験のある人は、男女ともに1割を超えています。DVの行為の内容として、大声でどなる、ののしる、おどかすなどの精神的暴力も多くなっています。しかし、DVをした・された経験のある人でも、女性は5割以上、男性は8割が誰にも相談していません。その理由としては「相談するほどのことではないと思った」が最も多くなっています。

千代田区では、配偶者暴力の相談を受け、それが緊急性が高いと判断される場合には、MIW・関係各課の職員・カウンセラー等によるケース会議を行い、個別に対応しています。配偶者暴力に関する相談は増加する傾向にあり、複数のケースに対応する場合や、問題が複雑で対応の難しいケースに備え、相談体制の充実を図る必要があります。

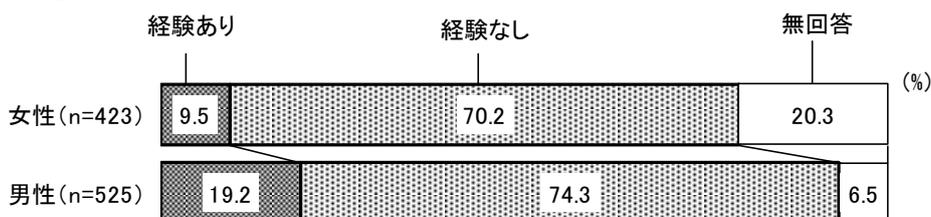
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正により、配偶者暴力対策基本計画の策定と相談支援センターの機能整備が区市町村の努力義務となりました。これを受けて、千代田区においても「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく基本計画を策定し、男女平等推進行動計画と一体的に推進することで、未然防止に向けた啓発・普及、被害者の相談から自立まで切れ目のない支援に取り組む必要があります。

図表4 DVをされた・した経験（千代田区 男女別）

DVをされた経験



DVをした経験



※DV をされた・した経験について、「なぐる、ける、ひきずりまわす、物を投げつける」、「大声でどなる、ののしる、おどかさす」、「性行為を強要する、避妊に協力しない」、「生活費を渡さない、働きに行かせない」、「行動を制限する、友人に会わせない」の各項目について、経験の有無別に再集計した。

DV をされた経験あり:「したことも、されたこともある」、「したことはないが、されたことがある」

DV をされた経験なし:「したことがあるが、されたことはない」、「したことも、されたこともない」

DV をした経験あり:「したことも、されたこともある」、「したことがあるが、されたことはない」

DV をした経験なし:「したことはないが、されたことがある」、「したことも、されたこともない」

資料：平成 22 年 第 37 回区民世論調査の結果から作成

図表5 DVをした・された行為に関する相談経験の有無（千代田区 男女別）

<DV を「したことも、されたこともある」、「したことはないが、されたことがある」、「したことがあるが、されたことはない」と回答した人>

(%)

	全体	誰かに相談をした	誰にも相談していない
女性(n=63)	100.0	47.6	52.4
男性(n=99)	100.0	19.2	80.8
性別無回答(n=3)	100.0	66.7	33.3
全体(N=165)	100.0	30.9	69.1

※無回答を除き、相談経験の有無別に再集計した。「誰かに相談した」は、次のうち、いずれかに回答した人である。

「親族」、「友人・知人」、「インターネットの相談サイト」、「千代田区の相談窓口・電話相談」、「東京都の相談窓口・電話相談」、「男女共同参画センターの相談・電話相談」、「警察」、「民生・児童委員、人権擁護委員など」、「弁護士、家庭裁判所など」、「医師、カウンセラーなど」、「市民グループなど民間の相談」、「その他」

資料：平成 22 年 第 37 回区民世論調査の結果から作成

2 施策の方向と事業

(1) 配偶者暴力の防止・早期発見・被害者支援

(千代田区配偶者暴力対策基本計画)

配偶者暴力は、暴力を振るう者と暴力を振るわれる者との間で支配・被支配の関係から生じる問題であり、男女が対等な関係を築き、ともに参画する社会を実現する上で、解決しなければならない問題です。目標2の(1)および(2)を千代田区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく基本計画と位置づけ、配偶者暴力の防止に向けた意識啓発を進めるとともに、被害者の相談と安全確保、自立に向けた切れ目のない支援に取り組みます。

※「千代田区男女平等推進行動計画」においては、DVを「配偶者や恋人など、親密な関係にある相手からの身体的・精神的・経済的・性的暴力」と定義します。

※「千代田区配偶者暴力対策基本計画」における「配偶者暴力」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の定めと同様に、「配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動。配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む」と定義します。

施策・事業	主な事業	担当課
① 配偶者暴力の防止・早期発見・被害者支援に向けた啓発の充実	多様な機会を通じて、配偶者暴力防止・早期発見・被害者支援に向けた啓発を行います。 <ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力の予防と被害者の早期発見のための啓発活動の充実(講座、パープルリボンプロジェクト) 啓発用パンフレットの作成 【新規】	国際平和・男女平等人権課
② 相談体制の充実	区役所内外の関係機関が連携し、相談体制を充実します。 <ul style="list-style-type: none"> 相談機能およびカウンセリング機能の充実 	国際平和・男女平等人権課
③ 関係部署間のネットワークづくり	配偶者暴力防止・早期発見・被害者支援に向け、関係部署間とネットワークを構築します。 <ul style="list-style-type: none"> 千代田区虐待等防止連絡委員会の開催 	国際平和・男女平等人権課 関係各課

施策・事業	主な事業	担当課
④緊急一時保護施設の確保	被害者支援のため、民間団体とも連携を図りながら緊急一時保護施設を確保し、活用に努めます。 ・女性および母子緊急一時保護施設の確保	国際平和・男女平等人権課 生活福祉課
⑤自立に向けた支援	被害者の自立に向けて、民間団体とも連携を図りながら支援します。 ・民間との連携による同行支援（被害者が各種手続きなどを行う際の付添など） 【新規】	国際平和・男女平等人権課
⑥職場研修の充実	二次被害を防止し適切な対応ができるよう、相談員と担当者による職場研修を充実します。 ・職場研修の充実	国際平和・男女平等人権課
⑦配偶者暴力相談支援センター機能整備の検討	相談から自立支援まで、切れ目のない支援が出来るようにセンター機能整備の検討を行います。	国際平和・男女平等人権課 生活福祉課 関係各課

（２）デート DV の防止（千代田区配偶者暴力対策基本計画）

恋人など親密な関係にある相手からの暴力を「デート DV」と呼んでいます。当事者同士が配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む）にあたらなない場合に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では対応できないという問題があります。

デート DV を未然に防ぐために、意識啓発および情報提供等、若い世代の人々に向けた働きかけに取り組みます。

施策・事業	主な事業	担当課
①デート DV 防止に向けた啓発活動の実施	若年層に向けて、デート DV 防止のための意識啓発および情報提供を行います。 ・高校・大学生等を対象としたデート DV 防止のための講座・講演会等の実施 ・区内高等学校等へのデート DV 防止啓発 DV D の配布と活用 【新規】 ・デート DV 啓発パンフレットの作成 【新規】	国際平和・男女平等人権課
②相談体制の充実	デート DV の相談窓口の周知を行います。 ・MIW 相談室の周知	国際平和・男女平等人権課

(3) 児童・高齢者・障害者に対する虐待の防止・早期発見・被害者支援

保護が必要な子どもや、介護・介助の必要な高齢者・障害者等に対する虐待は、その人の人権を侵害する行為です。しかし、保護者・介護者・介助者の視点から見ると、周囲の理解や協力が得られないために、疲れて虐待に至るケースもあります。男女共同参画の視点に立ち、育児・介護・介助をみんなで担うことで負担を軽減し、保護者・介護者・介助者が精神的に追いつめられないようにすることが必要です。

児童や高齢者・障害者に対する虐待の防止に向けた意識啓発を進め、被害者の相談と安全確保、子育てや介護・介助に関わる男女の精神的な負担を軽減する支援に取り組みます。

施策・事業	主な事業	担当課
①児童虐待の防止・対応の充実	関係機関と連携を図りながら児童虐待を防止します。 ・要保護児童対策地域協議会の活用	児童・家庭支援センター 国際平和・男女平等人権課
②高齢者虐待防止ネットワークの活用	関係機関と連携し、高齢者の虐待を防止します。 ・保健・医療・福祉の関係者や警察などの「高齢者虐待防止ネットワーク」により、個々のケースに対応	高齢介護課
③障害者への虐待防止・対応の充実	障害者への虐待を防止するための体制を整備します。 ・障害者虐待防止体制の整備	生活福祉課

(4) いやがらせ行為・性暴力等の防止

言葉による暴力、いじめ、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ストーカー、性暴力など、さまざまな形態の暴力が社会問題化しています。

暴力によって個人の尊厳を傷つけたり、発言や能力発揮を妨げたりする行為を許さない社会づくりのために、子どもから大人までのすべての女性・男性に対して意識啓発に取り組みます。

施策・事業	主な事業	担当課
①情報提供の充実	性的いやがらせ行為や性暴力等の根絶のための意識啓発を充実します。 ・職場、学校、病院等、あらゆる場における性的いやがらせ行為等の根絶のための意識啓発	国際平和・男女平等人権課
②相談体制の充実	モラル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ストーカー等のいやがらせ行為や性暴力等に悩む人が相談できる体制を充実します。 ・いやがらせ行為や性暴力等の被害者に向けた相談窓口の周知	国際平和・男女平等人権課

【平成 28 年度末における数値目標】

数値目標	根拠	現状 (平成 22 年)	目標
区民世論調査で DV をされた、または、したと回答した人で、だれかに相談をした人の割合	区民世論調査	女性 47.6% 男性 19.2%	女性 70.0% 男性 40.0%

目標3

あらゆる分野において男女共同参画をすすめる

1 現状と課題

◆意思決定過程における男女共同参画の促進

平成7（1995）年度と平成21（2009）年度の女性雇用管理基本調査を比較すると、係長相当職以上の女性管理職の割合は増えています。しかし、賃金構造基本統計調査の役職者の男女別構成比の推移をみると、女性と男性では大きな隔たりがあります。

「第3次千代田区男女平等行動計画」では、区の審議会等の委員数で一方の性が40%を下回らないようにするという目標を定めました。しかし、平成23（2011）年4月1日現在、審議会等における女性の割合は28.4%となっており、目標達成には至っていません。

一方、生活に密着した意思決定の場である区議会においては、女性議員の割合は平成23（2011）年4月の区議会選挙でこれまでの16%から20%に増えています。また、これまで選挙管理委員会の委員は男性のみでしたが、平成23（2011）年6月の区議会定例会では初めて男性2人・女性2人の委員が選任されました。

意思決定過程における男女共同参画の実現に向けて、引き続き、女性の参画を促すための積極的な取り組みが必要です。

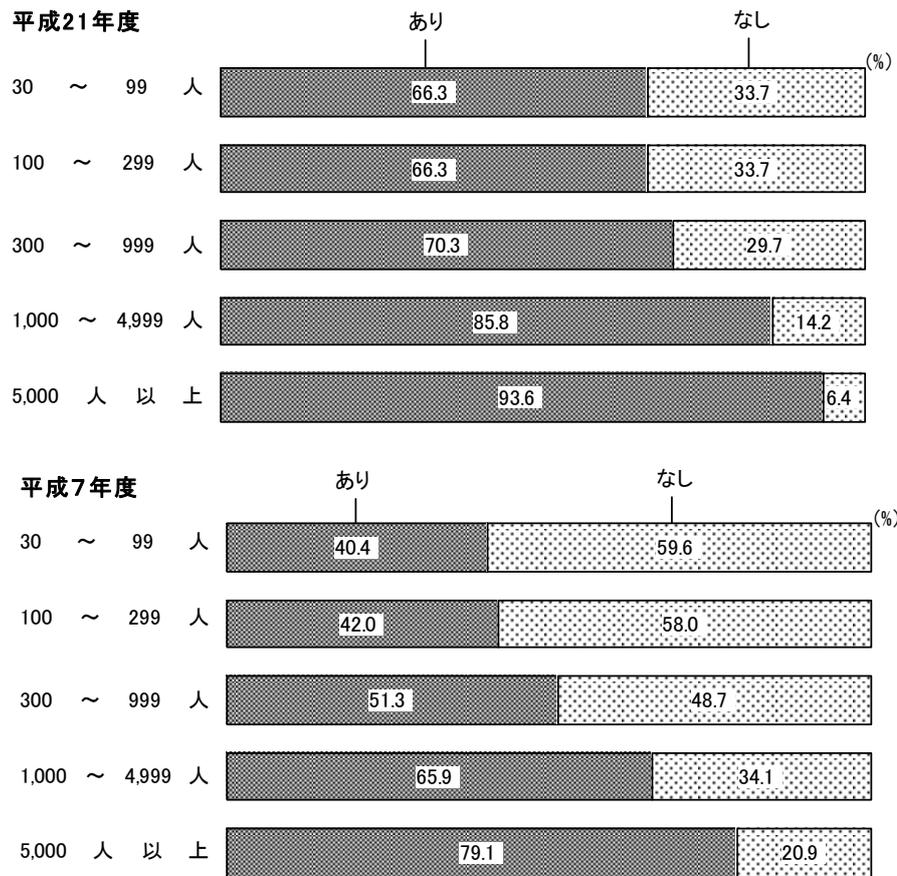
◆男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進

かつて、まちづくりは女性の参画が少ない分野でしたが、女性の視点に立ったまちづくりを進めた結果、子育て中の女性が外出しやすいまちづくりなどの点で成果をあげてきました。しかし、積極的に家事・育児を行う男性が増えたことで、男性にとってもバリア（障害）があることもわかってきました。高齢者、障害者、子育て中の人など、すべての人が暮らしやすいまちにいくために、まちのユニバーサル・デザインを進める必要があります。

また、千代田区では、地域の伝統的な祭り、町会が主催するイベント、趣味・特技を活かしたボランティア活動などで、区民が主体的に活動しています。千代田区に住み・働き・学び・活動する女性・男性がともに地域の活動に参画することを支援する必要があります。

また、平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災では、千代田区役所でも多数の帰宅困難者を受け入れ、災害時において、子どもや介護の必要な高齢者などの家族がいる人をどのように支援するかという課題が見えてきました。さらに、被災地での取り組みからは、避難所運営のあり方、性別による心身のケアに対するニーズの違い、生活再建に向けた住まいや仕事の支援、妊産婦への支援など、震災時の対応にはさまざまな課題があることもわかってきました。千代田区においても防災、災害時の対応、復興支援の取り組みなどを視野に入れ、男女共同参画のまちづくりを推進していく必要があります。

図表6 企業規模別係長相当職以上の女性管理職の有無別企業の割合 (全国)



資料：平成21年度雇用均等基本調査、平成7年度女性雇用管理基本調査（厚生労働省）

図表7 女性役職者の構成比の推移(企業規模100人以上)(全国 昭和60年—平成22年)

(%)

年	部長		課長		係長	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性
昭和60年	1.03	98.97	1.58	98.42	3.88	96.12
平成2年	1.15	98.85	2.02	97.98	4.96	95.04
平成7年	1.34	98.66	2.75	97.25	7.27	92.73
平成12年	2.22	97.78	3.99	96.01	8.13	91.87
平成17年	2.81	97.19	5.05	94.95	10.36	89.64
平成22年	4.21	95.79	6.98	93.02	13.73	86.27

資料：賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

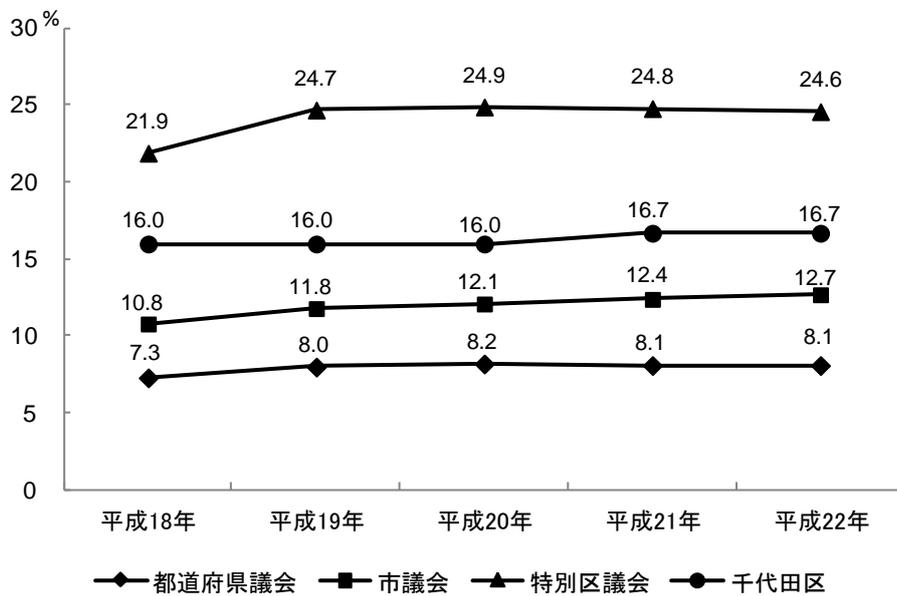
図表8 審議会等における女性委員の割合（千代田区、東京都、国）

	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年
千代田区	22.2	22.3	27.0	30.2	26.9	31.4	31.1	29.3	29.6	28.5	28.4
東京都	24.6	24.3	22.8	21.7	22.0	21.4	21.6	21.2	20.4	20.1	—
国	24.7	25.0	26.8	28.2	30.9	31.3	32.3	32.4	33.2	33.8	33.2

※千代田区は平成13年～平成15年は3月31日現在、平成16年以降は4月1日現在。
 ※東京都は各年4月1日現在（平成23年のデータは平成24年度に公表予定）。
 ※国は各年9月30日現在。

資料：千代田区、東京都、内閣府男女共同参画局

図表9 地方議会における女性議員の割合（都道府県、市、特別区、千代田区）



※都道府県議会、市議会、特別区議会は各年12月1日現在。千代田区は各年4月1日現在。

資料：平成23年版男女共同参画白書（内閣府）、千代田区

2 施策の方向と事業

(1) 意思決定過程への女性の参画の推進

区の意思決定過程において女性・男性の双方の意見を反映するため、審議会等における委員の男女比等のバランスに配慮します。女性委員の少ない審議会等においては、女性の参画を積極的に働きかけます。

また、地域の意思決定に関わる町会、PTA、商店街などの組織に対し、固定的性別役割にとらわれない活動を促す取り組みを進めます。

施策・事業	主な事業	担当課
① 審議会等の女性委員の割合増加の推進	審議会等における男女のバランスのとれた委員構成を推進します。 ・ 審議会等への女性の参画促進（関係部署への働きかけ）	国際平和・男女平等人権課 全庁
② 町会等の身近な地域組織における男女共同参画の促進	地域組織に向けて男女共同参画の意識啓発を行います。 ・ 役職者に男女を入れた組織づくりと性別による役割の固定化の解消に向けた意識啓発	国際平和・男女平等人権課 出張所

(2) NPO やボランティア等、地域における市民活動の支援

千代田区に住み、働き、学ぶ人々が、現役時代から地域とのつながりを持てるよう、地域における市民活動に参画するためのきっかけづくりに取り組みます。

また、NPO やボランティア等に対して活動に必要な情報や活動の場などを提供し、自主的な市民活動を支援します。

施策・事業	主な事業	担当課
① 地域活動、ボランティアへの参画支援	男女ともに地域とつながりが持てるように、地域活動への参画を支援します。 ・ 地域活動、ボランティア活動への参画の促進（きっかけづくり）	福祉総務課（社会福祉協議会 ちよだボランティアセンター） 全庁

施策・事業	主な事業	担当課
②自主グループの活動支援	男女共同参画を推進する自主グループ活動を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> 活動に必要な情報の提供 活動の場の提供 	国際平和・男女平等人権課

(3) 男女共同参画の視点を入れた防災・まちづくり

バリアフリー、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、乳幼児を連れた保護者、高齢者、障害者等が移動しやすく、施設等を利用しやすいまちづくりを進めます。

また、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の見守り・日常生活の支援、災害時の助け合いにつなげていくため、町会などの身近な地域組織や防災組織における男女共同参画を促します。

施策・事業	主な事業	担当課
①バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	だれにでもやさしいまちづくりを推進します。 <ul style="list-style-type: none"> 公共・公共的施設におけるバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 	企画調整課 施設経営課 道路公園課 全庁
②地域組織・防災組織への女性の参画促進	地域の防災組織や安心・安全なまちづくりへの女性の参加を促進します。 <ul style="list-style-type: none"> 「避難所運営協議会」等、地域の防災組織への女性の参加促進 安全・安心まちづくり事業への女性の参画促進 	防災課 出張所 安全生活課
③男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	男女共同参画の視点に立った災害時の対応、防災対策を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> 女性や高齢者等に配慮した避難所で使用する備蓄物資の整備 備蓄や避難所で提供する物資の整備や配布、避難所の設営と運営体制における女性の参画の促進 男女共同参画の視点に立った防災・減災の取り組みに関する情報提供、人材育成の充実 	防災課 国際平和・男女平等人権課

【平成 28 年度末における数値目標】

数値目標	根拠	現状 (平成 23 年 4 月 1 日現在)	目標
審議会等における女性委員の割合	業務統計	28.4%	40.0%

目標4

人々の暮らしや働き方の変化に対応した、支援の充実を図る

1 現状と課題

◆少子・高齢化と世帯構成の変化への対応

現在、日本の高齢化率は年々上昇し、介護を必要とする高齢者の数も増加する傾向にあります。千代田区では、平成22（2010）年の国勢調査の結果によれば、高齢化率は19.2%で、単独世帯は54.4%を占め、高齢者のみ世帯の老々介護やひとり暮らし高齢者世帯の孤独死、介護や年金などが身近な問題となっています。

また、同じく平成22（2010）年の国勢調査の結果から18歳以下の人口をみると、千代田区では特に0～5歳、6～11歳が多く、また、増加傾向を示しています。学校における人権・男女平等教育の充実、保育所や学童保育の充実など働きながら子育てをする保護者への支援などが必要です。

◆ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援

バブル崩壊後、企業間競争の激化や景気の低迷、産業構造の変化により、非正規雇用が大幅に増加し、労働者は正規雇用と非正規雇用の二極化が進んでいます。非正規雇用者の増加は経済的自立が困難な層を生む一方で、正規雇用者の長時間労働、働き過ぎによるうつ病や過労死が社会問題化しています。

長時間労働は、子育てや介護、地域活動やボランティア、学習活動等への参加など、仕事以外の生活の充実を阻む要因ともなっています。ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、働く人々を支援する必要があります。

◆格差社会の広がりがもたらした働き方・暮らし方の変化への対応

男女共同参画に関する取り組みが始まった当初に比べ、人々の暮らしや働き方に対する意識は大きく変わっています。非正規雇用は、女性に多い雇用形態であったことから、長らく女性の労働問題と考えられてきました。しかし、男性の非正規雇用が増加したことで、男性の賃金は減少し、正規雇用と非正規雇用の間で賃金格差が生じ、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担による生計の維持が難しくなっています。一人ひとりの経済的自立を支援する一方で、男女

ともに家庭生活の担い手としての意識を高め、家庭の中から男女共同参画を進める必要が生じています。

◆女性が働き続けることをサポートする体制づくり

内閣府が実施している「男女共同参画社会に関する世論調査」では、女性が職業を持つことについて意識の変化をたどることができます。「子どもができてもずっと職業を続ける方がよい」（職業継続型）は、調査を開始した昭和 47（1972）年当時は 1 割強でしたが、平成 22（2010）年には、半数近くに達しています。「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」（中断再就職型）は、調査開始時は 4 割弱で、その後は減少傾向にあるものの、現在も 3 割強を占めています。

女性の働き方の意識の変化にともない、共働き世帯も増えてきました。労働力調査の結果によれば、平成 9（1997）年に「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」と「雇用者の共働き世帯」の割合が逆転し、共働き世帯は増加する傾向にあることがわかります。

女性がさまざまな社会活動に参画するようになったことで、これまでは女性の役割とされてきた家事・育児・介護の分野にも、男性の積極的な参画が期待されるようになってきました。法律・制度、福祉サービスなど、社会全体で育児・介護をサポートするしくみが整備されつつあるとはいえ、女性・男性にとって、家事・育児・介護と仕事の両立が課題となっています。

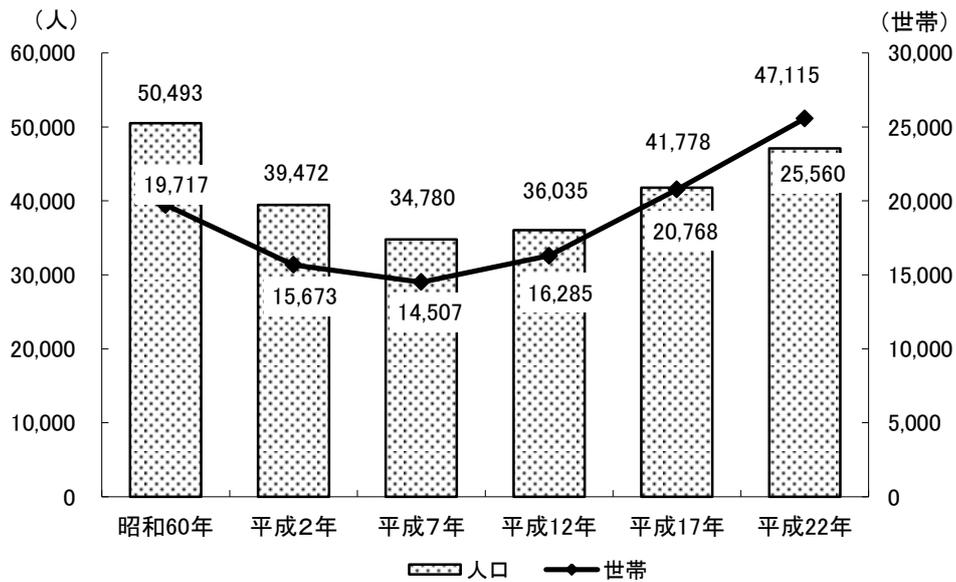
千代田区でも、「理想とする女性の働き方」としては、依然として中断再就職型が多いものの、経年変化でみると職業継続型が増えています。共働き世帯の増加に対応し、働きやすい職場づくりに向けた企業への働きかけ、保育サービスや介護サービスの充実、男性労働者の家事・育児・介護への参画など、女性が働き続けることをサポートする体制づくりを進める必要があります。

◆男女共同参画の視点に立った防災・まちづくりの推進

阪神・淡路大震災以降の調査研究により、低所得で高齢の女性の死亡率が高いこと、非正規雇用で働く女性の解雇が増えること、被災後の困難な生活における固定的な性別役割が助長されること、プライバシーのない避難所生活が長引くことによる健康被害や女性が避難所生活を続ける上で、着替えるときに人目が気になる、下着を干す場所が無いなど、不安が増大する、といった問題が明らかになってきました。

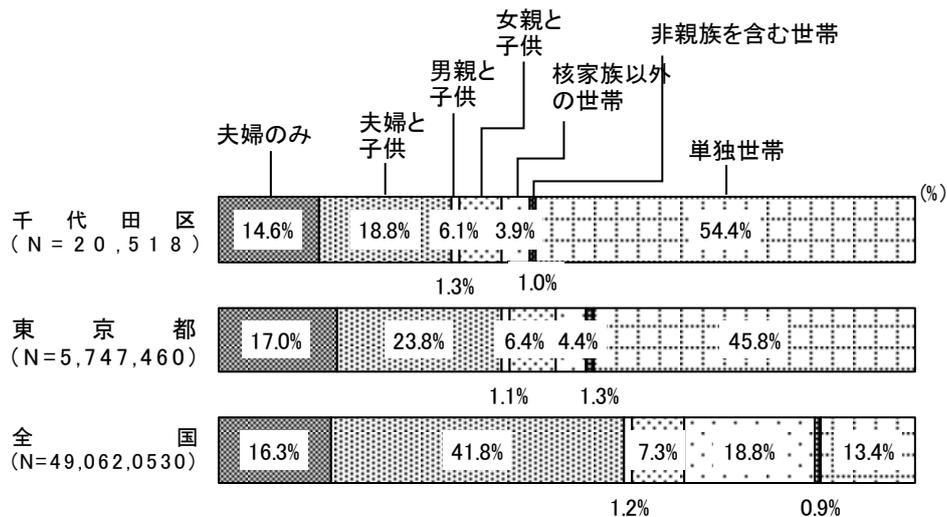
平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、多数の命と生活基盤が失われましたが、被災地では、震災をきっかけに住民同士の助け合いなどコミュニティの力が再評価され、男女共同参画による震災復興への必要性が高まっています。千代田区においても、震災や大規模災害への備えの一環として、男女共同参画の視点に立った防災・まちづくりに取り組む必要があります。

図表 10 総人口・世帯数の推移（千代田区）



資料：国勢調査（昭和60年、平成2年、7年、12年、17年、22年）

図表 11 世帯構成（千代田区、東京都、全国）



資料：国勢調査（平成22年）

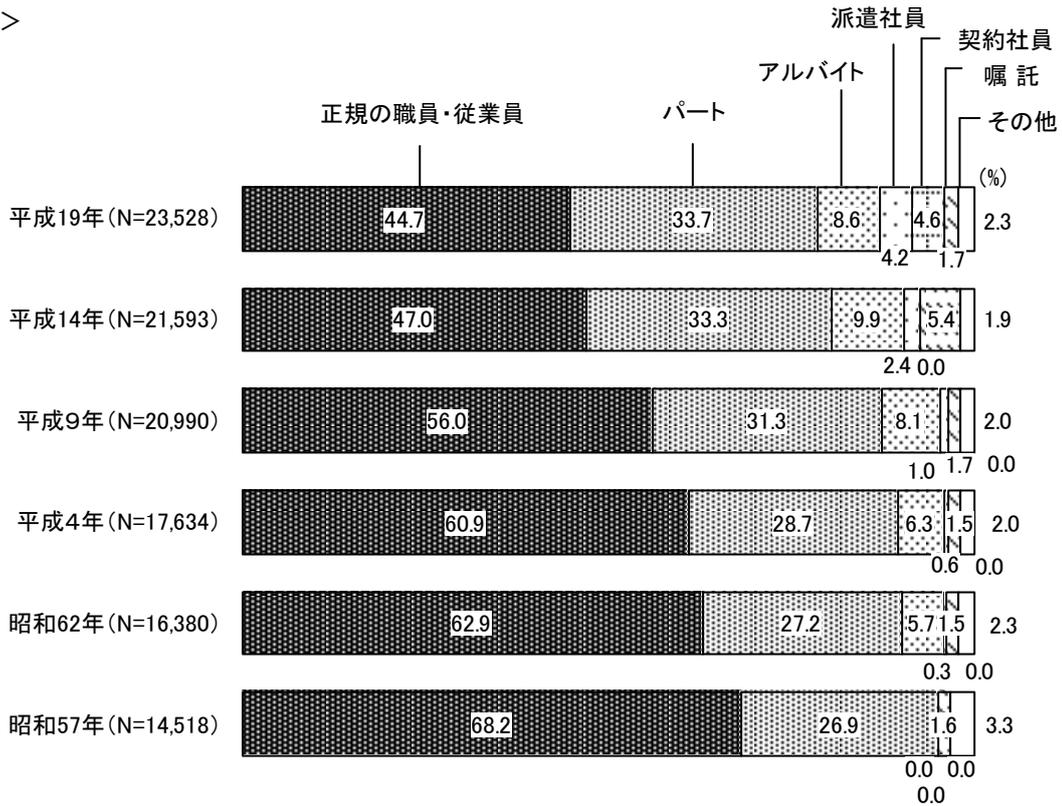
図表 12 千代田区における18歳以下の人口（千代田区）

	平成12年	平成17年	平成22年
0～5歳	1,270	1,607	1,991
6～11歳	1,430	1,857	2,060
12～14歳	828	872	1,004
15～17歳	970	870	894
18歳	431	391	376
計	4,929	5,597	6,325

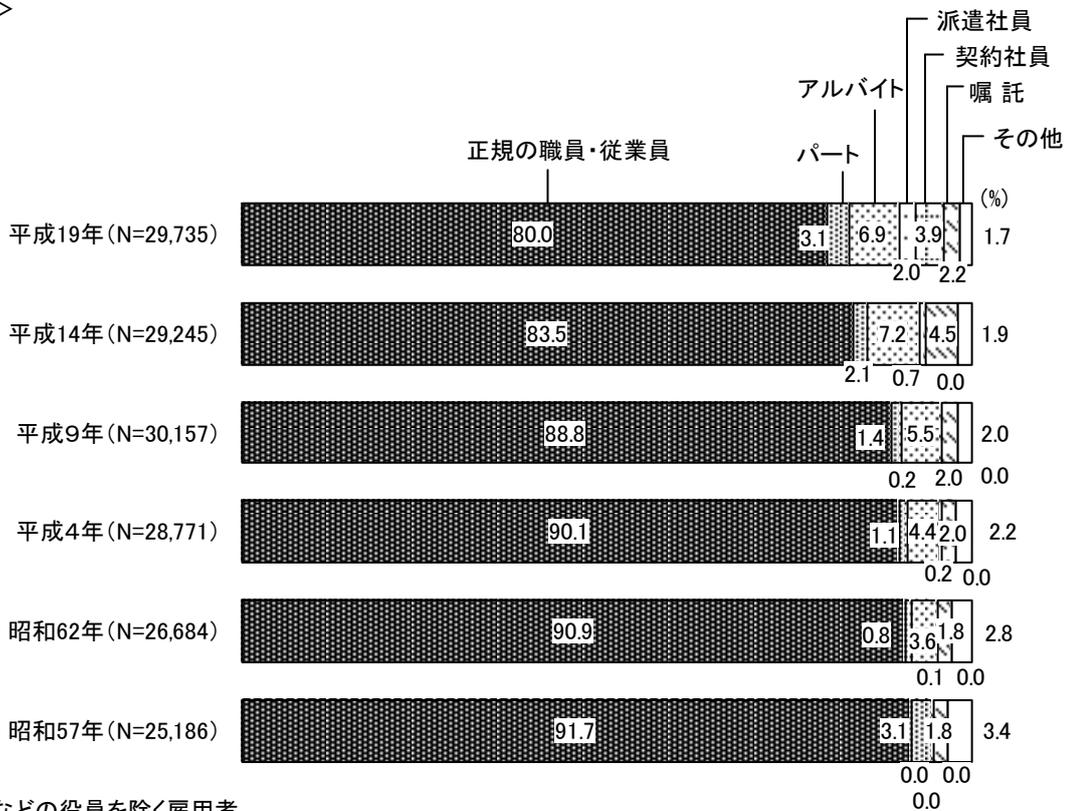
資料：国勢調査（平成22年）

図表 13 雇用形態の内訳別雇用者割合（全国 男女別）

<女性>



<男性>

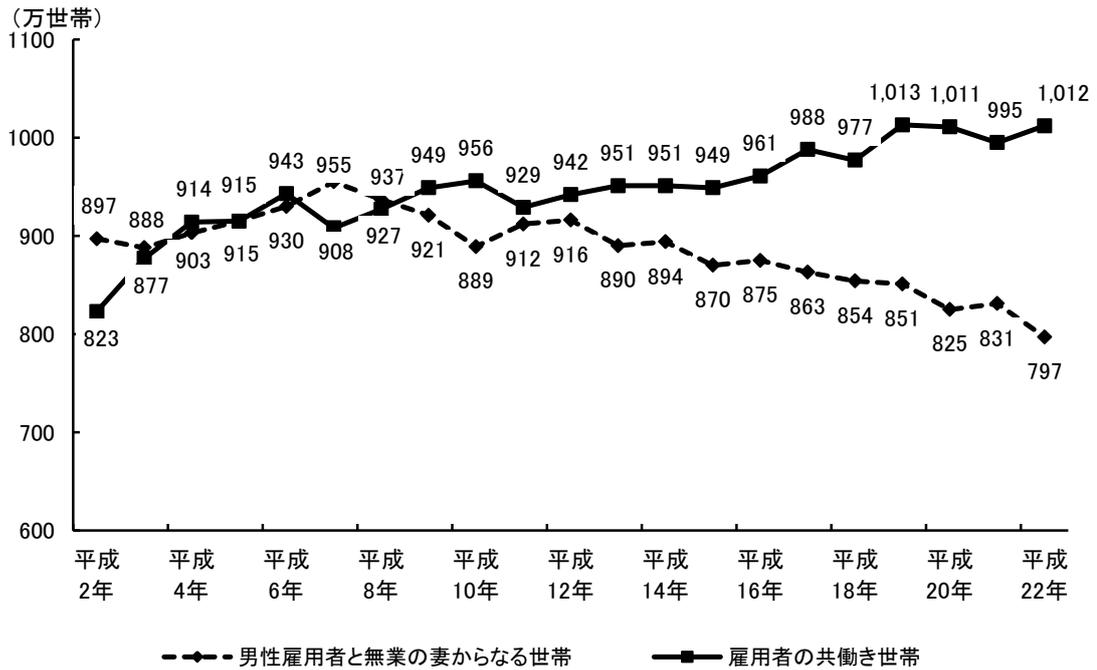


※会社などの役員を除く雇用者。

※平成14年の「嘱託」は「契約社員」を含む。

資料：就業構造基本調査（総務省）

図表 14 共働き等世帯の推移(全国)



※平成2年から平成13年は総務省「労働力調査特別調査」(各年2月)より、平成14年以降は「労働力調査(詳細結果)」(年平均)より作成

※「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯

※「雇い手の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯

資料：平成23年版男女共同参画白書(内閣府)

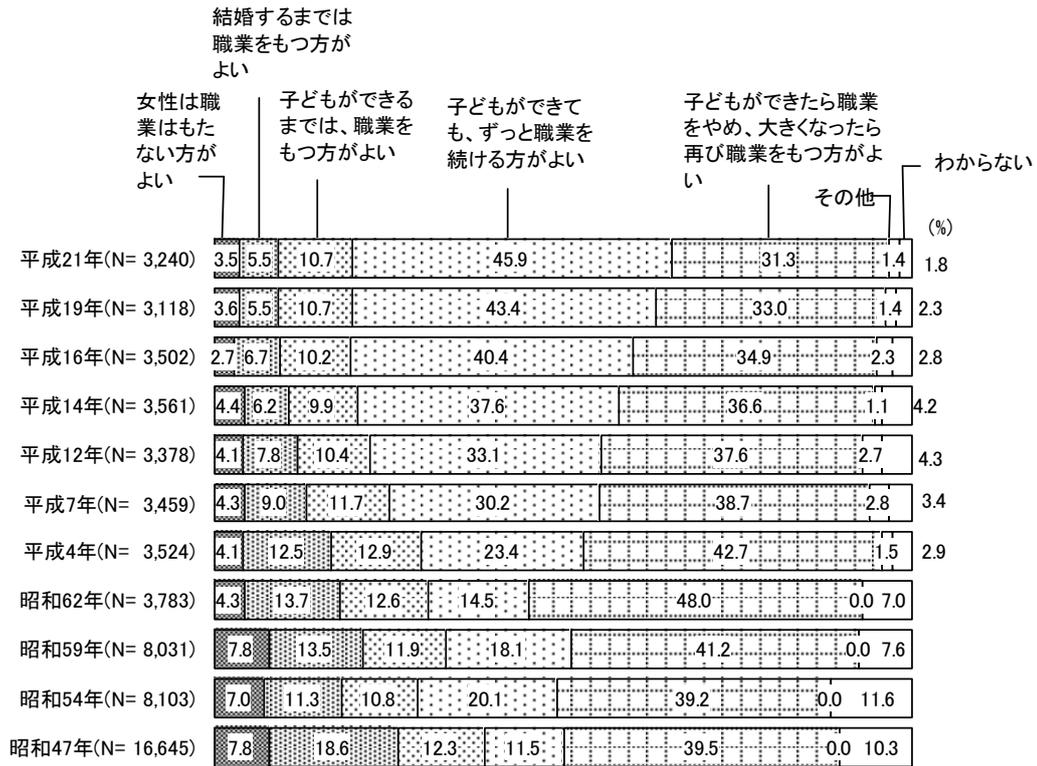
図表 15 性(妻・夫)、有業・無業、家族類型別仕事と家事時間(週平均)(全国)

単位：時間、分

		妻					夫						
		通勤 通学	仕事	家事	介護 看護	育児	買い物	通勤 通学	仕事	家事	介護 看護	育児	買い物
夫 婦 の 世 帯	夫が有業で 妻も有業	0.12	4.34	2.41	0.03	0.03	0.34	0.43	6.51	0.11	0.01	0.01	0.13
	夫が有業で 妻が無業	0.00	0.06	4.12	0.05	0.09	0.51	0.50	5.57	0.13	0.02	0.02	0.16
夫 婦 と 子 供 の 世 帯	夫が有業で 妻も有業	0.27	4.16	3.28	0.04	0.36	0.37	0.51	7.31	0.11	0.01	0.08	0.13
	夫が有業で 妻が無業	0.00	0.02	4.42	0.05	1.57	0.50	0.58	7.21	0.08	0.01	0.17	0.16
夫 婦 と 両 親 の 世 帯	夫が有業で 妻も有業	0.28	5.47	2.31	0.02	0.05	0.28	0.42	7.54	0.06	0.00	0.00	0.10
	夫が有業で 妻が無業	0.00	0.08	3.53	0.09	0.22	0.48	0.48	7.00	0.06	0.03	0.08	0.17
夫 婦 と 片 親 の 世 帯	夫が有業で 妻も有業	0.23	5.16	2.55	0.11	0.05	0.32	0.35	7.08	0.13	0.03	0.02	0.10
	夫が有業で 妻が無業	0.01	0.23	5.08	0.19	0.07	0.45	0.48	6.47	0.12	0.01	0.03	0.15
夫 婦 、 子 供 と 両 親 の 世 帯	夫が有業で 妻も有業	0.26	5.03	3.16	0.04	0.39	0.31	0.45	8.01	0.07	0.01	0.06	0.09
	夫が有業で 妻が無業	0.00	0.04	4.58	0.08	2.09	0.47	0.47	7.15	0.05	0.02	0.16	0.12
夫 婦 、 子 供 と 片 親 の 世 帯	夫が有業で 妻も有業	0.25	4.51	3.31	0.06	0.21	0.36	0.44	7.29	0.10	0.01	0.05	0.10
	夫が有業で 妻が無業	0.00	0.05	5.20	0.12	1.11	0.49	0.53	7.02	0.10	0.03	0.09	0.13

資料：社会生活基本調査(平成18年 総務省)

図表 16 女性が職業を持つことについての考え方【国の経年変化】



※昭和 62 年の「女性に関する世論調査」の項目は「結婚や出産の後も仕事を続ける方がよい」「結婚や出産などで一時家庭に入り、育児が終わると再び職業を持つ方がよい」「結婚を契機として家庭に入る方がよい」「出産を契機として家庭に入る方がよい」「職業を持たない方がよい」「わからない」という選択肢になっている。
 ※昭和 59 年の「婦人に関する世論調査」の項目は「職業をもち、結婚や出産の後も仕事を続ける方がよい」「職業をもち、結婚や出産などで一時家庭に入り、育児が終わると再び職業を持つ方がよい」「職業をもち、結婚を契機として家庭に入る方がよい」「職業をもち、出産を契機として家庭に入る方がよい」「職業を持たない方がよい」「わからない」という選択肢になっている。
 ※昭和 54 年の「婦人に関する世論調査」は 20 歳以上の女性を対象としている。
 ※昭和 47 年の「婦人に関する世論調査」は 18 歳以上の女性を対象としている。
 ※調査方法は、いずれも調査員による面接聴取である。

資料：男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）

図表 17 理想とする女性の働き方【千代田区の経年変化】（男女別）

		該当者数(人)	結婚や出産にかかわらず、一生職業を持つ(職業継続型)	結婚までは職業を持つが、結婚後は持たない(結婚退職型)	結婚後子どもが生まれるまでは職業を持ち、その後は持たない(出産退職型)	子育ての時期だけ一時辞めて、その前後は職業を持つ(中断再就職型)	一生職業を持たない	その他	わからない	無回答
女性	平成 22 年	423	33.3	4.5	7.1	39.0	0.5	5.9	7.8	1.9
	平成 17 年	399	25.8	2.5	7.3	52.6	0.3	4.5	—	7.0
	平成 12 年	417	25.7	6.5	7.0	52.0	4.8	3.0	—	1.0
	平成 7 年	598	19.2	5.9	10.0	54.7	3.5	2.3	—	4.3
男性	平成 22 年	525	27.2	4.6	8.6	39.6	0.4	7.0	9.9	2.7
	平成 17 年	303	13.2	7.9	11.6	51.5	0.3	4.6	—	10.9
	平成 12 年	343	16.9	8.5	10.5	48.7	5.8	7.9	—	1.7
	平成 7 年	463	18.6	13.4	13.0	43.4	6.0	2.6	—	3.0

※調査方法は、千代田区世論調査は平成 22 年は郵送配布・郵送回収、平成 12 年は調査員による個別面接聴取。男女平等推進行動計画策定に伴う基礎調査は、平成 17 年、平成 7 年ともに郵送配布・郵送回収。

資料：平成 22 年、平成 12 年：区民世論調査
 平成 17 年、平成 7 年：男女平等推進行動計画策定に伴う基礎調査（千代田区）

2 施策の方向と事業

(1) 男性の家事・育児・介護への参画の支援

家事・育児・介護への参画という男性にとっての新たなチャレンジを支援し、家庭生活の担い手として自立できるよう支援します。

父子で参加できる催し物や父親同士の交流など、男性を対象とした情報提供の充実を図り、男性が子育ての喜びを享受できる取り組みを進めます。

施策・事業	主な事業	担当課
①男性の子育て支援	両親が協力して育児に取り組めるよう必要な情報の提供を実施します。 ・ママ・パパ学級・家庭教育学級への父親参加の促進	健康推進課 文化スポーツ課(九段生涯学習館)
②男性の家事・介護参画支援	男性が家事・介護に積極的に参画するため、情報提供します。 ・家族介護者教室の開催・参加促進 ・男性の家事・介護に関する展示・情報提供	高齢介護課 国際平和・男女平等人権課

(2) 子育てをしている人の社会参画の支援

子育てをしている女性・男性の社会参画を支援するため、保育サービスの充実を図ります。

助成金・奨励金の支給など、企業にとってもメリットがある千代田区独自の制度を活用して企業に働きかけ、仕事と子育ての両立を支援します。

施策・事業	主な事業	担当課
①乳児家庭訪問指導の充実	新生児のいる家庭を訪問し、育児についてのアドバイスや悩み・不安解消のための指導を行います。 ・保健師・助産師による乳児家庭訪問指導の充実	健康推進課

施策・事業	主な事業	担当課
②保育サービスおよび保護者支援の充実	<p>多様な保育ニーズに対応したサービスの充実を図り、仕事と生活との調和を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 待機児童ゼロ対策の推進 保育園・こども園、学童クラブ等の充実 病児保育・病後児保育事業の充実 保護者を対象とした家庭教育に関する相談・情報提供の充実 	<p>子ども支援課 児童・家庭支援センター</p>
③経済的支援の充実	<p>子育て世帯を支援するため経済的支援を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 次世代育成手当による子育て期の家庭の支援 0歳から18歳までの医療費の助成 	<p>子ども支援課</p>
④児童・家庭支援センター事業の充実	<p>子育て中の人々が安心して仕事や地域活動に参画できるよう、子育て支援を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ファミリーサポートセンター事業 チャイルド・ケア・プランナーの設置 子どもと家庭に関わる相談・子育てひろば事業 Nobody's Perfectプログラムの実施 	<p>児童・家庭支援センター</p>
⑤ひとり親家庭の支援	<p>ひとり親家庭の経済的自立や、子どもの養育と仕事とを両立できるように支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済的な自立の支援（児童扶養手当、医療助成、母子福祉資金の貸付、母子生活支援施設への入所） 家事援助事業の実施 相談事業の実施 	<p>福祉総務課 生活福祉課 児童・家庭支援センター 子ども支援課</p>
⑥企業に向けた働きかけの充実	<p>ワーク・ライフ・バランスを推進するため、企業に対する働きかけの充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業従業員仕事と育児支援助成 育児・介護休業者職場復帰支援 中小企業に対する次世代育成支援行動計画策定奨励金 中小企業の次世代育成支援対策に対する商工融資利子補給の優遇 	<p>国際平和・男女平等人権課 子ども総務課 区民生活課</p>

（3）介護・介助を必要とする家族がいる人の社会参画の支援

介護・介助を必要とする家族の世話をしている女性・男性の社会参画を支援するため、介護サービスの充実を図ります。

育児・介護休業制度の普及啓発等の取り組みを通じて企業に対して働きかけ、仕事と介護の両立を支援します。

施策・事業	主な事業	担当課
①介護サービスの充実	多様で適切な介護サービスを提供できる仕組みを強化し、高齢者とその家族を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアの推進・介護保険サービスの充実 ・介護保険外サービスの充実 	高齢介護課
②障害者福祉サービスの充実	障害者が地域で自立した生活を実現できるようサービスを充実します。 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法によるサービスの推進 ・障害者福祉サービスの充実 	生活福祉課

(4) 働きやすい職場づくりに向けた情報提供・啓発の充実

働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの推進とともに、職場における男女差別や格差の解消を図るため、情報提供や意識啓発、学習機会の提供に取り組みます。

施策・事業	主な事業	担当課
①働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスを推進するため、多様な働き方の情報提供や意識の啓発を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた情報提供 ・多様な働き方を促進する意識啓発 	国際平和・男女平等人権課 区民生活課
②職場における男女格差解消に向けた普及啓発の推進	職場における男女格差の解消を推進するための情報提供や意識の啓発を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・実質的な処遇格差解消の推進 ・パートタイム労働者等の労働条件向上に向けた普及啓発 ・管理職への女性の登用等に関する意識啓発 	国際平和・男女平等人権課 区民生活課
③企業に向けた働きかけの充実	職場における男女差別や男女格差の解消を図るため、男女共同参画を推進する企業を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル方式で区が契約する際に、男女共同参画や次世代育成支援を先進的に実践しているかどうかを評価項目に追加 	契約担当課

(5) 働きたい・働き続けたい女性に対する支援の充実

女性が働くこと、働き続けることを支援するため、情報提供や学習機会の提供、働く女性同士のネットワークづくりに取り組みます。

自ら起業する意向を持つ女性に向けて、関係機関と連携し、情報や学習機会の提供、相談、ネットワークづくりなどを支援します。

施策・事業	主な事業	担当課
①就職・再就職活動に向けた情報提供の充実	女性の就業・再就職の機会を拡大するために情報提供を充実します。 ・女性の就業・再就職支援のための情報提供の充実	国際平和・男女平等人権課
②継続就労に向けた情報提供の充実	働き続けたい女性に向けて、情報提供や学習機会の提供、働く女性のネットワークづくりを支援します。 ・スキルアップ、キャリアアップに向けた情報提供の充実	国際平和・男女平等人権課
③起業・開業支援の充実	自ら起業する意向を持つ女性に向けて、関係機関と連携し、情報や学習機会の提供、相談、ネットワークづくりなどを支援します。 ・女性起業家支援オフィスの運営支援 ・女性起業家支援ビジネス起業塾の実施	区民生活課（まちみらい千代田）

【平成 28 年度末における数値目標】

数値目標	根拠	現状 (平成 22 年度末累計)	目標
「中小企業従業員仕事と育児支援助成」の新規利用企業数 (平成 14 年度の制度開始からの累計)	業務統計	54 社	200 社

目標5

推進体制の充実を図る

1 現状と課題

◆男女共同参画の拠点施設・MIWの充実

千代田区では、平成 10（1998）年に男女共同参画を推進する拠点施設として男女共同参画センターMIW を開設し、情報提供・相談・学習支援・団体の活動・交流支援などに取り組んできました。平成 19（2007）年に九段下の区役所内に移転したことで利用者は増加し、区内で活動する団体や企業、大学等とも連携しながら、男女共同参画の輪を広げています。昨今、問題が複雑化する傾向にある DV 被害者支援等においても、情報提供に力を入れるとともに、MIW 相談室で初期相談を受け止め、関係部署につなぐなど、個別のケースにきめ細かく対応しています。第 37 回区民世論調査の結果によれば性別による不平等感が依然として残っていることや、DV 被害者支援体制の充実を図る必要性から、引き続き、男女共同参画を推進する拠点施設・MIW における機能の充実を図る必要があります。

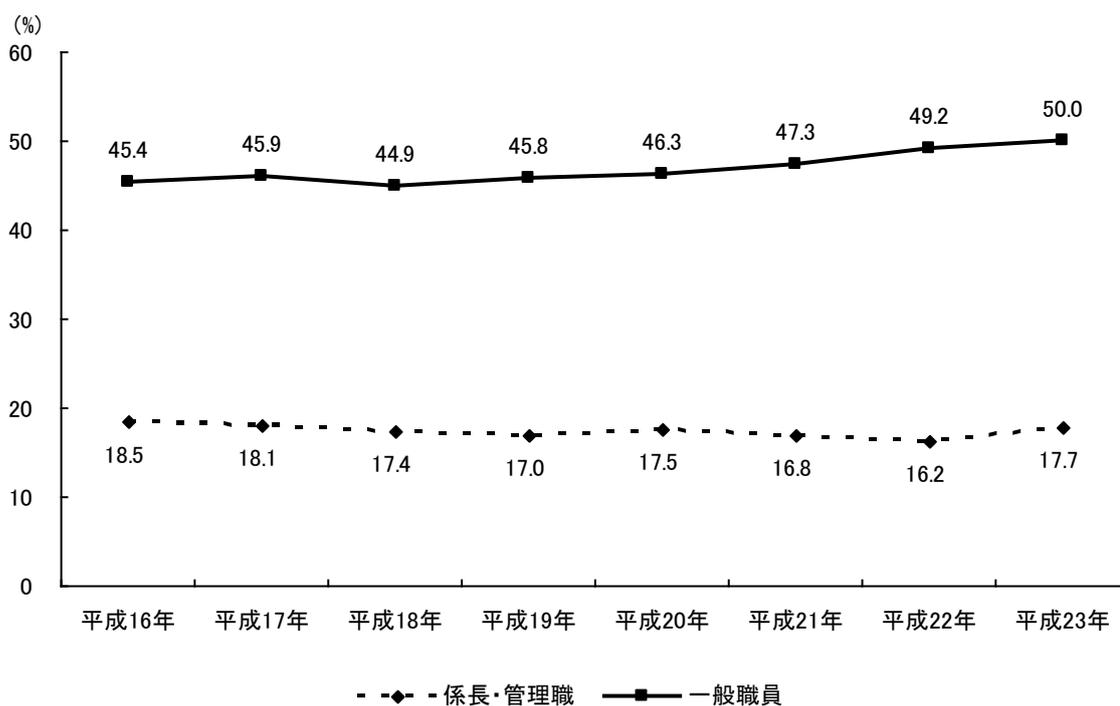
◆区役所内の意思決定過程における女性の参画の推進

平成 23（2011）年4月1日現在、区役所内の係長・管理職に女性が占める比率は 17.7%にとどまっています。男女共同参画の視点に立って区政を運営するためには、区役所内の意思決定過程における女性の参画を進めることが必要です。

◆区役所内の関係部署や区民との連携・協働

近年、男女共同参画の実現に向けた問題は多様化・複雑化する傾向にあります。区民が抱える問題の解決を支援するためには、担当部署は区役所内の関係部署や区民と連携・協働していく必要があります。全庁組織である男女平等推進委員会、区民との協働による男女平等推進区民会議や男女共同参画センター運営協議会、拠点施設としての MIW など、既存のしくみの活用と定着を図り、深めていく必要があります。

図表 18 職層別女性職員の割合（千代田区）



※各年4月1日現在

資料：千代田区

図表 19 MIWの利用状況

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
相談件数※1	314 件	347 件	390 件	415 件	456 件
うち DV※2	6 件 (1.9%)	62 件 (17.9%)	107 件 (27.4%)	68 件 (16.4%)	136 件 (29.8%)
蔵書貸出数	1,163 人	1,807 人	1,950 人	2,257 人	2,140 人
登録団体数	30 団体	35 団体	27 団体	30 団体	33 団体
事業参加者数※3	927 人	2,810 人	2,919 人	2,667 人	2,221 人

※1 MIW 相談室では、分類別に相談件数を集計しているが、1件の相談が複数の分類に相当する場合がある。

※2 ここでは「DV」と分類された相談の件数と、全体に占める割合を示している。平成 19 年度以降は、夫婦関係に関する相談のうち、言葉による暴力など DV と受け取れる内容の相談を含む。

※3 講座、インターネット教室、ビデオサロン、グループワーク、MIW 千夜一夜の参加者数の合計(延人数)。

資料：千代田区男女共同参画センター 事業概要

2 施策の方向と事業

(1) 男女共同参画センターMIWの充実

男女平等の実現に向けて、地域から男女共同参画を推進する拠点施設として、社会の変化やライフスタイルの変化をとらえ、区民が抱えている問題を明らかにし、その解決を支援します。そのため男女共同参画センターの情報提供、相談、学習支援、活動・交流支援などの機能の充実を図ります。

「配偶者暴力対策基本計画」に基づいて被害者に対する切れ目のない支援の一部を担い、DVの防止と被害者支援に向けた情報提供、相談、関係部署との連携の充実を図ります。

施策・事業	主な事業	担当課
①情報機能の充実	<p>生活に身近な視点から男女共同参画に関する問題提起、社会の変化に対応した新しい暮らし方・働き方の提案などの情報を区民に提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MIW 通信・ホームページ・情報ライブラリ・ビデオサロンを通じた男女共同参画情報の提供 ・男女共同参画関連の各種統計情報の収集・整理 	国際平和・男女平等人権課
②相談機能の充実	<p>区民が問題に気づき、解決に向けた自己決定を支援するために、相談の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談、グループワーク、関係機関との連携による支援 	国際平和・男女平等人権課
③学習機能の充実	<p>区民が問題に気づき、自ら解決する力をつけるために、学習機会の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する講座・講演会等の実施（人権・男女平等、健康、配偶者暴力、デートDV、男性の家事・育児・介護、ワーク・ライフ・バランス、女性の就労支援、職場の格差解消など）（再掲） ・区内高校、大学等と連携した講座・事業の展開（再掲） ・メディア・リテラシー向上のための講座実施（再掲） ・女性のエンパワーメント事業の実施（再掲） 	国際平和・男女平等人権課

施策・事業	主な事業	担当課
④活動支援機能の充実	男女共同参画の推進を目的とする団体・グループの活動を支援し、MIW のサポーターを増やします。 <ul style="list-style-type: none"> 登録団体の活動支援 自主グループづくりに向けた支援 	国際平和・男女平等人権課
⑤交流機能の充実	男女共同参画の推進を目的として仲間とともに活動する人々の交流を図り、ネットワークづくりを支援します。 <ul style="list-style-type: none"> 交流の場や機会の提供 	国際平和・男女平等人権課
⑥DV の防止・早期発見・被害者支援に向けた啓発の充実	情報、相談、学習などの機能を活用し、DV の防止・早期発見・被害者支援に向けた啓発に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> DV の予防と被害者の早期発見のための啓発活動の充実（講座、パープルリボンプロジェクト） 	国際平和・男女平等人権課

（２）区役所内推進体制の充実

男女共同参画に対する職員の意識啓発、区役所内の管理・監督者における女性の参画を進め、区役所内の推進体制の充実を図ります。

また、区の施策を男女共同参画の視点で横断的にとらえ、関係部署とも連携・調整しながら、男女共同参画を推進します。

施策・事業	主な事業	担当課
①計画の推進体制の充実	関係各課が連携し、区役所全体で計画を推進するためのしくみの充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> 男女平等推進委員会の活動の改善と充実 	国際平和・男女平等人権課 全庁
②男女共同参画に関する意識・実態調査の実施	計画推進の効果を測り、課題を明らかにするため、意識・実態調査を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> 区民世論調査や職員意識調査の実施 	国際平和・男女平等人権課 人事担当課
③職員の男女共同参画意識の向上	区役所全体で男女共同参画を進めるために、職員の男女共同参画に対する意識を高めます。 <ul style="list-style-type: none"> 男女平等を推進するための職員研修の充実 	国際平和・男女平等人権課 人事担当課

施策・事業	主な事業	担当課
④区役所内における男女共同参画の推進	区内事業所の一つとして、区役所で働く男女の職員が働きやすい職場づくりを進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・職務分担の男女平等化促進 ・区役所における女性管理・監督者割合の拡大 ・次世代育成支援特定事業主行動計画の推進（男性の育児・介護休業、部分休業の取得促進） 	人事担当課 全庁
⑤虐待関係部署の連携体制の充実	虐待を受けている子どもや高齢者を救済するため、関係部署との連携の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・虐待等防止連絡委員会の運営 	国際平和・男女平等人権課

（３）区民との協働による推進体制の充実

男女共同参画の実現に向けて、千代田区に住み、働き、学び、活動するすべての区民が主体的に行動することが必要です。

区民、区内で活動する団体・企業・大学等に対して連携・協力を求め、区民との協働による推進体制の充実を図ります。

施策・事業	主な事業	担当課
①区民との協働による男女共同参画施策の推進	千代田区に住み、働き、学び、活動する区民と協働しながら男女共同参画施策を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進区民会議の運営 	国際平和・男女平等人権課
②区民との協働による拠点施設の運営	千代田区に住み、働き、学び、活動する区民の声を取り入れながら、男女共同参画センターを運営します。 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センター運営協議会への区民委員の参画 	国際平和・男女平等人権課
③男女共同参画を目指す活動団体への支援	男女共同参画の推進を活動目的とする団体等に対し、その活動を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会を目指した地域の活動団体等への支援 ・区民による自主企画事業の支援 ・NGO・NPO との交流・連携の促進 	国際平和・男女平等人権課

【平成 28 年度末における数値目標】

数値目標	根拠	現状 (平成 23 年 4 月 1 日現在)	目標
区役所内の管理・監督者（係長級以上）に占める女性の割合	業務統計	17.7%	40.0%

資料編

1 千代田区男女平等推進区民会議委員名簿

任期：平成 22 年 2 月 2 日～平成 24 年 3 月 31 日

(敬称略)

会 長	藤原 房子	ジャーナリスト
副会長	金丸 精孝	人権擁護委員（弁護士）
有識者	堀口 悦子	明治大学 情報コミュニケーション学部 准教授
有識者	土堤内 昭雄	株式会社ニッセイ基礎研究所主任研究員
	鎗木 美知子	MIW 活動登録団体選出（ちよだ女性団体等連絡会）
	酒巻 完子	千代田区婦人団体協議会選出（平成 22 年 10 月 20 日～）
	村田 和美	千代田区民生・児童委員協議会
	杉本 真紀子	千代田区教育委員会統括指導主事（平成 22 年 7 月 1 日～）
	西角 スミ江	子どもに関わる団体選出（西神田児童センター運営協議会）
	直井 克敏	東京青年会議所千代田区委員会（平成 23 年 2 月 25 日～）
	寺田 久美	公 募（在勤）
	景山 久代	公 募（在住）
	村山 義尚	公 募（在勤）
	藤田 紀久子	公 募（在勤）

2 千代田区男女平等推進区民会議開催経過

■平成 22 年度

回	開催日時・場所	議題等
1	平成 22 年 7 月 1 日 (木) 午後 6 時 30 分～8 時 30 分 区役所 401 会議室	(1) 第 3 次男女平等推進行動計画 平成 21 年度末進捗状況 (2) 区における審議会等女性委員の割合の推移 (3) 22 年度審議会等における女性委員数等の割合 (4) 未達成審議会等の理由調査結果一覧 (5) 千代田区の職階層別女性職員の比率の推移
2	平成 22 年 10 月 20 日 (水) 午後 6 時 30 分～8 時 30 分 区役所 401 会議室	(1) 前回からの宿題 ・まま・ぱぱ学級及び土曜まま・ぱぱ学級について (2) 世論調査の結果
3	平成 23 年 2 月 25 日 (金) 午後 6 時 30 分～8 時 30 分 区役所 401 会議室	(1) 前回からの宿題、その他報告 ・結婚と出産に関する調査について、国・区調査結果の比較 ・23 区男女平等推進担当部課・施設名称について ・平成 22 年度 MIW 事業概要と総括 (2) 委員による講義「格差社会の男女平等とは～男女協働型社会の模索～」 (3) 意見交換

■平成 23 年度

回	開催日時・場所	議題等
1	平成 23 年 5 月 17 日 (火) 午後 6 時 30 分～8 時 30 分 区役所 401 会議室	(1) 第 3 次計画の進捗状況 (2) 第 4 次計画策定の進め方 (3) 提言の構成について
2	平成 23 年 6 月 21 日 (火) 午後 6 時 30 分～8 時 30 分 区役所 401 会議室	(1) 前回会議での質問への回答 (2) 第 3 次計画の評価について (3) 第 4 次計画策定に向けての提言書の構成
3	平成 23 年 7 月 19 日 (火) 午後 6 時 30 分～8 時 30 分 神保町区民会館	(1) 第 4 次千代田区男女平等推進行動計画に向けた提言(案)について (2) 第 4 次千代田区男女平等推進行動計画の理念・目標・構成(案)について
4	平成 23 年 9 月 13 日 (火) 午後 6 時 30 分～8 時 神保町区民会館	(1) 提言書の区長への提出について (2) 第 4 次千代田区男女平等推進行動計画(骨子案概要)について (3) 配偶者暴力対策に関する関係機関ヒアリング調査の結果について
5	平成 23 年 12 月 13 日 (火) 午後 6 時 30 分～8 時 区役所 401 会議室	(1) パブリックコメントの実施結果について (2) 第 4 次千代田区男女平等推進行動計画(素案)について
6	平成 24 年 3 月 (予定)	(1) 第 4 次千代田区男女平等推進行動計画について (2) 今期活動を振り返って

3 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法（条文）

男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本
的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八
条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会

経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現す

ることの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成十九年七月十一日法律第百十三号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三條―第二十八條）

第六章 罰則（第二十九條・第三十條）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあ

っては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条におい

て「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力

相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供しよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護

が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時にいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかないしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかないしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。た

だし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受け

る身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての
時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合
にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての
時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合
にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての
時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に
対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助
若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実がある
ときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職
員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び
場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内
容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号
イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書
には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての
申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法
律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたもの
を添付しなければならない。

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令
（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事
項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する
脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者か
らの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受け
る身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危
害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての
時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合
にあつては、被害者が当該同居している子に関して配
偶者と面会することを余儀なくされることを防止する

ため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申
立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合
にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面
会することを余儀なくされることを防止するため当該
命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時
における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に
対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助
若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実がある
ときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職
員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場
所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内
容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号
イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書
には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての
申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法
律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたもの
を添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件につい
ては、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うこ
とができる審尋の期日を経なければ、これを発することが
できない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の
申立ての目的を達することができない事情があるときは、
この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる
事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相
談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相
談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対
して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるも
のとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援セ
ンター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるも
のとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶
者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人

から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命

令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

5 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律 (抜粋)

(昭和四十七年七月一日法律第百十三号)
最終改正年月日：平成二〇年五月二日法律第二六号

目次

第一章 総則(第一条—第四条)
第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等
第一節 性別を理由とする差別の禁止等(第五条—第十条)
第二節 事業主の講ずべき措置(第十一条—第十三条)
第三節 事業主に対する国の援助(第十四条)
第三章 紛争の解決
第一節 紛争の解決の援助(第十五条—第十七条)
第二節 調停(第十八条—第二十七条)
第四章 雑則(第二十八条—第三十二条)
第五章 罰則(第三十三条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(基本的理念)

第二条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあっては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従って、労働者の職業生活の充実を図られるように努めなければならない。

(啓発活動)

第三条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(男女雇用機会均等対策基本方針)

第四条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針(以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項
 - 二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。
- 5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。
- 6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等

(性別を理由とする差別の禁止)

第五条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第六条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置(業務の配分及び権限の付与を

む。)、昇進、降格及び教育訓練

二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生
の措置であって厚生労働省令で定めるもの

三 労働者の職種及び雇用形態の変更

四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更
新

(性別以外の事由を要件とする措置)

第七条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であって労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第八条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第九条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この

限りでない。

(指針)

第十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

2 第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第二節 事業主の講ずべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者とその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

第十二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和四十年法律第四百四十一号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第十三条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図

るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

- 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第三節 事業主に対する国の援助

第十四条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

- 一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析
- 二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善するに当たって必要となる措置に関する計画の作成
- 三 前号の計画で定める措置の実施
- 四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備
- 五 前各号の措置の実施状況の開示

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助

（苦情の自主的解決）

第十五条 事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るよう努めなければならない。

（紛争の解決の促進に関する特例）

第十六条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。

（紛争の解決の援助）

第十七条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

- 2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第四章 雑則

（調査等）

第二十八条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

- 2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

- 3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十九条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

- 2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（公表）

第三十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(適用除外)

第三十二条 第二章第一節及び第三節、前章、第二十九条並びに第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節の規定は、一般職の国家公務員（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第四号の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。

第五章 罰則

第三十三条 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

6 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採 択 1979年12月18日
（国際連合第34回総会）
効力発行 1981年9月3日
日 本 国 1985年6月25日批准
1985年7月25日効力発生

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献すること

を確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効

果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成さ

れた時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の尊い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受けられる権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適

用を拡大する。

第 12 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1 の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 13 条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び

教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的 集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第 15 条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかに問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第 16 条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしてい

るかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した

名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。

- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便宜を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指

定される。

- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない

旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

7 国内外の主な動き

実施年	世界(国連)	国	東京都	千代田区
昭和50年 (1975)	<ul style="list-style-type: none"> 1975年からの10年を「国際婦人年」と定める。 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)で「世界行動計画」を採択 	婦人問題企画推進本部(総理府)設置	国際婦人年「婦人をつどい」開催	
昭和51年 (1976)	国際婦人の10年(～1985年)		都民生活局婦人計画課設置	
昭和52年 (1977)		「国内行動計画」策定		
昭和53年 (1978)			「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定	
昭和54年 (1979)	国連総会「女子差別撤廃条約」採択			
昭和55年 (1980)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の10年中間年世界会議」開催 「国際婦人の10年後半期行動プログラム」採択(コペンハーゲン) 	「女子差別撤廃条約」署名		
昭和56年 (1981)	ILO 総会「156号条約」採択(家族的責任を有する労働者条約)採択	「国内行動計画後半期重点目標」策定		
昭和58年 (1983)			「婦人問題解決のための新東京行動計画-男女の平等と共同参画へのとうきょうプラン-」策定	
昭和60年 (1985)	「国連婦人の10年最終年世界会議」開催「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択(ナイロビ)	<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」成立(1986年施行) 「女子差別撤廃条約」批准 	「国連婦人の10年」都民会議開催	
昭和62年 (1987)		「2000年に向けての新国内行動計画」策定		
平成元年 (1989)				千代田区女性関係施設連絡委員会(→1994年「男女平等推進委員会」に改称)(庁内)
平成2年 (1990)	「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		女性問題協議会報告	

実施年	世界(国連)	国	東京都	千代田区
平成3年 (1991)		<ul style="list-style-type: none"> ・「新国内行動計画」第1次改定 ・「育児休業法」成立 	「女性問題解決のための東京都行動計画-21世紀へ 男女平等推進とうきょうプラン-」策定	
平成5年 (1993)	国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	「パートタイム労働法」施行		専管組織設置（総務課 男女平等推進主査）
平成6年 (1994)	国連人口・開発会議(カイロ)リプロダクティブ・ヘルス/ライツを含む行動計画採択	総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部を設置		男女平等推進懇談会
平成7年 (1995)	第4回世界女性会議開催 「北京宣言及び行動綱領」採択（北京）	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO 総会「156号条約」批准 ・「育児休業法」改正 ・「育児・介護休業法」成立 	東京ウィメンズプラザ開設	
平成8年 (1996)		・男女共同参画2000年プラン策定		千代田区への50の提言
平成9年 (1997)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正（1999年4月施行） ・「労働基準法」、「育児介護休業法」一部改正 ・「介護保険法」成立 		「千代田区男女平等推進行動計画」 男女平等推進担当課創設
平成10年 (1998)			「男女平等推進のための東京都行動計画-男女が平等に参画するまち東京プラン-」策定	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センター設置 ・小学校（全8校）男女混合名簿完全実施
平成11年 (1999)		「男女共同参画社会基本法」成立・施行		中学校（全5校）男女混合名簿完全実施
平成12年 (2000)	国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク）	<ul style="list-style-type: none"> ・女性と仕事の未来館開館 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー行為規制法)」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 	「男女平等参画基本条例」施行	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等・人権課 ・男女平等推進区民会議発足
平成13年 (2001)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)施行 ・男女共同参画局（内閣府）設置 		千代田区がめざす男女共同参画社会の実現に向けて（提言）
平成14年 (2002)			「男女平等参画のための東京都行動計画-チャンス&サポート東京プラン2002」策定	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次男女平等推進行動計画策定 ・国際平和・男女平等人権課改称
平成15年 (2003)		「次世代育成支援推進法」施行		

実施年	世界(国連)	国	東京都	千代田区
平成 16 年 (2004)		「DV 防止法」改正		
平成 17 年 (2005)	国連「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		
平成 18 年 (2006)		・均等法改正(2007年4月施行) ・「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催	「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定	第3次千代田区男女平等推進行動計画に向けた提言
平成 19 年 (2007)		・「DV 防止法」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	「男女平等参画のための東京都行動計画ーチャンス&サポート東京プラン2007」	第3次千代田区男女平等推進行動計画策定
平成 20 年 (2008)		・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・「女性の参画加速プログラム」策定		
平成 21 年 (2009)	・ESCAP「北京行動綱領」の実施に関するハイレベル政府間レビュー会合(「バンコク宣言」採択) ・女子差別撤廃委員会からの最終見解	「育児・介護休業法」一部改正	「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定	
平成 22 年 (2010)	国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)(「宣言」採択)	・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「男女共同参画基本計画(第3次)」策定		
平成 23 年 (2011)		女性と仕事の未来館閉館、女性就業支援センター開設		第4次千代田区男女平等推進行動計画に向けた提言
平成 24 年 (2012)			・第4期男女平等参画審議会「男女平等参画のための東京都行動計画」および「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定に当たっての基本的考え答申 ・上記両計画改定(予定)	第4次千代田区男女平等推進行動計画策定

8 用語集

第4次男女平等推進行動計画に掲載されたキーワードを五十音順に記載しています。

NGO (p.47)

“Non-Governmental Organization”の略称で、「非政府組織」という意味。国連をはじめ国際会議などで民間団体を指すことが多くなっています。

NPO (p.11)

“Non Profit Organization”の略称で、非営利の社会貢献活動を行う団体を意味します。日本では、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した組織を特定非営利活動法人といいます。

グループワーク (p.44)

参加者同士でグループを介して、自分の解くべき問題・課題に迫ることです。

国際婦人年・国連婦人の10年 (p.3)

昭和47（1972）年の第27回国連総会において、昭和50（1975）年を国際婦人年とすることが提唱され、国際婦人年に続く昭和51（1976）年～昭和60（1985）年までの10年間を「国連婦人の十年」として、世界各国で女性の地位向上のための行動を行いました。「国連婦人の10年」の最終年にあたる昭和60（1985）年には、ケニアのナイロビで「国連婦人の十年世界会議」（第3回世界会議）が開かれ、平成12（2000）年に向けての行動計画「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

固定的性別役割 (p.15)

一般的に、「男は仕事、女は家庭」というように、男性と女性をはじめからその役割が異なり、それぞれにあった生き方があらかじめ決まっているという考え方を指します。

女性のエンパワーメント (p.19)

女性が力をつけること。女性が政治・経済・社会などあらゆる分野で自分で意思決定し、行動できる能力を身につけることが、男女平等な社会の実現に重要であるという考え方で、平成7（1995）年の第4回世界女性会議の主要課題のひとつとなりました。

セクシュアル・ハラスメント (p.22)

一般的には雇用の場での性差別の具体的な現れとしておきる「性的いやがらせ」。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場へのわいせつな写真の掲示等が含まれます。

男女共同参画社会 (p.9)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、また、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会。

男女共同参画社会基本法（p.4）

平成11（1999）年に制定された男女共同参画に関する基本法。男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成について、基本理念を明らかにし、それに基づいた国、地方公共団体および国民の責務が明記されています。

男女雇用機会均等法（p.4）

正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい、女子差別撤廃条約を批准するため昭和60（1985）年に制定されました。平成18（2006）年6月の改正法では、禁止される差別が追加されたほか、間接差別が禁止されました。また、男性に対するセクハラ禁止、妊娠・出産などを理由にした解雇は妊娠中や出産後1年以内は無効等の不利益な取り扱いの禁止も盛り込まれました。

同行支援（p.25）

DVの被害者が手続き等のために警察、行政、緊急一時避難所（シェルター）、裁判所等に行く際に付き添い、必要に応じて支援すること。

ドメスティック・バイオレンス（DV）（p.4）

配偶者や恋人等、親密な関係にある相手からの身体的・精神的・経済的・性的暴力を指します。

配偶者暴力相談支援センター（p.5）

配偶者からの暴力に対して、相談、被害者の健康回復の支援、被害者とその家族の一時保護、自立生活支援等を行い、総合的に対処するための被害者支援機関。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」ができた当初は都道府県に設置が義務付けられ、平成19（2007）年の法改正では、区市町村にも配偶者暴力相談支援センター機能を持つことが努力義務とされました。

バリアフリー（p.32）

障壁（バリア）となるものを除く（フリー）こと。

パワー・ハラスメント（p.22）

職権などの権力を背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を指し、就業者の働く関係を悪化させたり、雇用不安を与えたりします。

メディア・リテラシー（p.19）

視聴者や読者が、メディアからの情報を無批判に受け入れるのではなく、主体的かつ客観的に解釈し、選択し、使いこなす能力を指します。また、メディアを使って表現する能力も指します。

モラル・ハラスメント（p.27）

言葉や態度等によって行われる精神的な暴力、嫌がらせ。

ユニバーサルデザイン (p.28)

「すべての人のためのデザイン」を意味する言葉。文化、言語、国籍、性別、年齢、障害、能力などを問わず、すべての人が利用できるように設計することを言います。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (p.21)

「女性の性と生殖に関する健康と権利」の確立に関わる包括的な考え方。リプロダクティブ・ヘルスとは、女性の全生涯において、身体的、精神的、社会的に良好な健康状態にあることを指し、リプロダクティブ・ライツは、女性が自らの意思で妊娠・出産等について選択できる自己決定権を尊重する考え方です。

ワーク・ライフ・バランス (p.3)

仕事と生活との調和とも訳され、性別や年齢に関係なく、労働者の仕事と生活全般のバランスを支援するという考え方です。子育てや家庭生活だけでなく、地域活動や趣味・学習などあらゆる活動が含まれ、これまでのファミリーフレンドリー施策よりもより広い施策を包含するものです。

第4次千代田区男女平等推進行動計画

発行：平成24年3月

編集・発行：千代田区政策経営部国際平和・男女平等人権課

〒102-8688 千代田区九段南1-2-1

TEL 03(3264)2111(代表)

有償刊行物登録番号

23-9